明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. IV. APRIL, 1902.
VOL. XV.

監獄協會雜誌

明治三十五年
四月二十日發行
第拾五卷
第四號
監獄協會發行

第十五卷第四號目次

○會　說……（一　頁）
●行刑上より觀察したる改正刑法案の批評……
○論　說……（一三頁）
●清浦會頭演說
（本月七日本會茶話會席上に於て）……
●愛知慈惠會に就て
（同上）……名古屋控訴院檢事長藤堂龍君
●無期刑廢止論……印南於菟吉
○雜　錄……（三二頁）
●監獄改良談……英國ヒウス獄
●監獄談……別　天　生
○統　計……（四二頁）
●明治三十五年二月末日全國在監人員表……
●同府縣別表
●外國人內譯表
●全國囚人刑名別表
●控訴院所在地上訴人員表
○雜　報……（四九頁）
●三十五年度豫算に就て●逃走及上訴取下刑期計算方●作業規程の解釋●在監人被服臥具●典獄聯合會●茶話會●特赦人名●假出獄人名
○法　令……（六三頁）
○敘任辭令……（六三頁）
○地方通信……（六四頁）
●香川縣通信
●高知縣通信
○寄　書……（六四頁）
●囚人看讀書籍の撰擇……埼玉縣文武講習會報告
●謹て小河先生に教を乞ふ……岐阜縣監獄署柴田俊三
○會　告……（六七頁）

第十五卷第三號目次

○論　說……（一　頁）
●清浦司法大臣の演說（於紅葉館）……
●ドクトル、クルーゼン氏の謝辭（同上）……
●死刑に就て（於本會茶話會）……小河滋次郎
●卒業生諸君を送る（於本會茶話會）……有馬四郎助
●理想的行刑制度（前號の續）……留岡幸助
○雜　錄……（三六頁）
●監獄費國庫支辨と監獄官吏……
●英國感化院視察談（於某會）……伊東思恭
●在監人貸參規程釋義……別　天　生
……一口噺……△□子
○統　計……（四五頁）
●明治三十五年一月末現在全國在監人員表
●明治三十五年一月中外國人國籍區別表
●明治三十五年一月末日全國囚人刑名別
○出獄人保護惡少年感化……（五一頁）
●東京出獄人保護事業第五年報
○雜　報……（五二頁）
●第三期警監學校卒業式●內海內務大臣の視察●山縣學校長の視察●清浦司法大臣の演說●フーコイデル教師視察●カルクユーゲル教師視察●ドクトルクルーゼン教師視察●卒業生越代小使廣島縣警部答辭●三十五年監獄費豫算に就て●福岡地方典獄協議會●警察官留置場の警察費支辨●囚人滿期前の移送●假出獄の報告●淨宗本願寺の教務講究所●監獄學講習科の開設●典獄會議●別項留置人の食費計算方●本會茶話會
○法　令……（六一頁）
○敘任辭令……（六一頁）
○會　告……（六六頁）

監獄協會雜誌第十五卷第四號
（明治三十五年四月二十日發行）

會　說

○行刑上より觀察したる改正刑法案の批評

第一編

行刑猶豫の規定に就て

余輩は大体に於て刑法改正案を歡迎する者にして殊に多年刑事々業則ち實質的行刑事務に從事せる經驗より視察して一日も早く時勢の進運に適し所謂刑事政策の目的を貫徹するに足るべき改正案を通過せしめ刑事立法の基礎此に確立して行刑制度の根本的改良を計るの道を得るに至らしめんこと余輩の衷心より熱望して止む能はざる所なりとす

然れども該法案の內容に就ては或は奴隸制度の遺物たる懲役の刑名を存留したるが如き事、强制作業の有無を以て懲役と禁錮の實質を區別するの條件となしたるが如き有害無益の監視を全廢ずるに至らざるが如き余輩の大に異議なき能はざるも

の遺憾からざる中に就き殊に立法者が認めて以て改正案の大眼目なりと宣言せる所謂刑の執行猶豫の規定(改正案第四章)に關し全然立法者と其意見を異にするは余輩の深く遺憾とする所なり

各國に於ける近世刑事立法の趨向に從へりとは法案起草者の屢言する所にして余輩も亦た宜しく斯くあるべきの當然なるを認む蓋し刑の執行猶豫の規程の如きも獨り學者殊に所謂刑法新學派に屬する多數の學者が之を是認するのみならずまた列國刑法會議若くは列國監獄會議等が毎に之れに向つて殆んど滿場一致の贊成決議を表するのみならず其祖國たる北米マサチユーセッツ州を始めとして英國(一八八七)白耳義(一八八一)佛國(一八九一)ルクセンブルグ(一八九二)瑞西聯邦の二洲(一八九二及一八九七)葡國(一八九三)諾威(一八九四)及び墺國伊國瑞西和蘭等(刑法改正案)到る處に立法上之を採用若くは採用せんとするに至り守舊派刑法學者の泰斗たるベルネル博士の如きすら行刑執行猶豫法の前途は向ふ所敵なく進軍萬里破竹の勢を以て終に各國の立法を席卷するに至るべしとの豫言を發するに至りたる程なるが故に從て行刑猶豫の規定を採用したるは深く怪むに足らず然れども余輩は我が立法者の爲めに唯た徒らに趨向を察するに急にして深く其利害得失殊に我が今日の國情に照して其便否如何を深く研究するの遑まなかりしに非らざるやを疑はざるを得ず

名は均しく行刑猶豫若くは條件付裁判なりと雖も其實質に於ては各國の間に異同あり此問題を論ずるの順序として各國の規定に就て其大綱を說述するの必要ありと信ず

(一)　北米マサチユーセッツ洲

法律上、條件付裁判の規定を採用したるは實にマサチユーセッツを以て始めとす千八百六十九年法令を以て一の官吏を置き此官吏は十七年以下の幼年犯罪者に對し刑事の審問を開く場合に當り當該者の人格及び經歷上の關係に就て審査を遂げ其善後の方法に就て裁判官に意見を開陳するの職務を執り若し該官吏に於て刑罰以外の方法に依り當該犯罪者を矯治し得へしと認めたるときは當該者を一定の時期間考査に付することを得せしむることゝせり(to place him upon probation 而して考査に付したる場合に於て其期間裁判の進行を中止し考査官吏(則ち考査の意見を提出したる)をして其品行を監視せしめ若し能く其命令を遵守したるときは期限の經過を俟て訴追を免除し之れに反し期間中品行不良なるときは更らに裁判を開始するものとす此規定實施の結果頗る成績の著るしきものあるを認めたるに依り終に千八百七十八年先つボストンに於て次で千八百八十年ボストン以外の地方に於て一般の成年犯罪者に對しても亦た此規定を適用するの法律を發布し遂て千八百九

十一年法律を以て全國の各地方に考査官吏を（probation officers）設置すへきことを命せり而して條件付裁判の規定を適用する所の犯罪は暴飲、賣淫、爭鬪、日曜違犯其他輕微の窃盜又は違警罪を以て論すへきもの等に限る

（二）英國

英國に於ける條件付裁判の規定は保釋制度（ラリーアンスヒルダシヤフト）より發達したる所のものにして則ち法律違犯行爲の疑ひある者に對し治安判事（フリーデンスリヒテル）をして一定の條件を付し且つ保証人を立てゝ保証金を收めしめ若し當該者か一定の期間内に行狀不良なるか又は公安を害したる場合に於ては保証金を沒收することを得せしめたり其の後千八百七十九年 Summary jurisdiction Act を以て裁判所は輕微の犯罪者に對し其將來方正の行狀を保つべき誓約（場合に依りては一定の保証を付したる上）に依り假りに之を放免し若し誓約に反したる行爲ある場合に於ては召喚の上更らに裁判を言渡すを得ることゝせり

降つて千八百八十七年に至り Probation of first offenders Act を發布し之れに依り各裁判所は二年以下の禁錮刑を以て處分すべき輕微の犯罪に就ては初犯者に限り條件付裁判の規定を適用するを得ることゝなれり尤も之を適用するの場合に於ては十分特殊の情狀殊に當該者の年齡、性行及ひ經歷を省察する所あるを要す

斯くの如く英國法と亞米利加法とは大体に於て頗る相類似したる所ありと雖も其

相異るの點は英國法にあつては特別なる考査官吏なるものゝ設けなくまた考査期間中別に當該者の行狀を監察する規定の設けなきこと則ち是れなり

英國所領の各殖民地方に於ても例へはニウゼーランド及ひクヒーンランド（一八八六）サウスヲーストラリヤ（一八八七）ニウサウスウエールス（一八八四）カナダ（一八八九）ウヰクトリヤ（一八九〇）ウウエスドアウストラリヤ（一八九二）等の如きも相襲て條件付裁判の規定を採用するに至れり但しニーゼーランドに於ては全く亞米利加法の規定に基き考査官吏なるものを設定して當該者の品行を監察せしむることゝせり

（三）ノイエンブルグ（瑞西聯邦の一なり）

千八百九十一年の法律を以てノイエンブルグに於ても亦た英米制度に基きたる條件付裁判の規定を採用せり則ち其法律の規定に依れは年齡二十五年以下にして輕微なる窃盜詐欺拐帶等の犯罪をなし且つ眞心悔悟の情狀ある所の者は之れに對して判決を中止し一定の條件（假出獄と同樣なるの下に當該者を放免することを得るものとす

（四）白耳義

白耳義に於て千八百八十八年の法律を以て採用したる所の方法は等しく條件付裁判法なりと雖も實質に於ては大に英米制度と其趣を異にするものあり則ち英米制度にあつては條件の下に裁判を中止するものなるに反し白耳義に於ては一旦裁判

を與へたる上にて犯罪者を釋放し若し當該者が一定の期間内に於て犯罪行爲の爲めに更らに裁判を受くるか如きことあらざるときは當初より裁判を受けざる者即ち清淨無垢の者（non avenue）として追認するの特典を與ふるものなり』白耳義に於ける規定に依れば何人を問はず重罪輕罪又は違警罪に依り六個月を過ぎざる自由刑又は罰金の言渡を受け且つ前きに重罪又は輕罪の刑の言渡を受けたることなき所の者は裁判所は情狀に依り之を條件付裁判に付することを得るものとす試査の期限は各場合に於て裁判所の認定に任かすと雖も最長期五年を超過するを許さず試査期間内に於ける當該者行狀監察の方法に就ては別に何等の規定あるを見ず曾たに規定あらざるのみならず當該者行狀の不良は始めより毫も之を問ふ所に非らす更らに重罪又は輕罪に該當する犯罪行爲ありしが爲めに處刑言渡を受けざる限りは依然條件付裁判の恩典に浴して安全たるを得べきなり此くの如きも亦た英米制度に異る所の要點なりと謂ふへし

（五）佛國

白耳義の成例を繼受して佛國に於ても亦た千八百九十一年の法律を以て之を採用せり但し白耳義の成例に比すれは一に裁判所の見込に任かせて刑期の上に何等の制限を設けさるか如きは著るしく其適用の範圍を擴張したるものと謂ふべし又佛國に於ては試査期限は法律を以て總へて滿五年と統一的に規定せり

ルクセンブルグが千八百九十二年の法律を以て採用したる所の方法は大体に於て佛國の成例を襲用したるものと謂ふへし但し輕微なる犯罪に就ては其試査期限を二個年まで減縮するを得ることゝしたる點に就て相異あり

（六）ルクセンブルグ

（七）ゲンフ及ワード　共に瑞西聯邦に屬す

ゲンフに於ける千八百九十二年「ワード」に於ける千八百九十七年の法律に採用したる條件付裁判の規定は何れも大體に於て白耳義及佛國の制度に摸倣したるものに過きす

（八）葡萄牙

葡國に於ける千八百九十三年の法律を以て採用したる所の方法も大體佛國及ひ白耳義の成例に基きたるものなりと雖も之れに比すれは其適用の範圍に於て頗る制限を加へたるの點に於ては即ち條件付裁判を適用すべき所の者は自由刑の言渡を受けたる者に限り單純の罰金刑には之を適用せず且つ重輕罪に限らす凡へて一旦處刑せられたる者には之を適用するを得す試査期限は白耳義に於けるか如く各場合に應し裁判所に於て之を決定す但し最短期二年最長期五年とす試査期間内に於て輕重罪に依て處刑の言渡を受けたる場合は勿論總て新たに宣告を受けたる場合に於ては直ちに條件付裁判の言渡を取消すの効力を生す

諸威に於ては千八百九十四年の法律を以て條件付裁判の規定を實行するに至れり此規定に依れは獨り罰金刑に對しても亦た之を適用するのみならす自由刑に就ても別に其期限の上に制限を許けさること恰かも佛國に於けるか如し但し裁判所は之を適用する前に當り特に當該者の年齡、平素の行狀、犯罪行爲の輕微なること特に酌量すへき情狀あること、公明に其犯罪を自白したること及ひ被害者に對し辨償の上其損害を賠償したること等の條件を具備したるや否やを省察するを要す試査期限は三年とす試査期間內更らに犯罪行爲に依り宣告を受くることありと雖も之れか爲めに絕對に條件付裁判を取消すの理由となすに非す裁判所は尙ほ其情狀に依り考査期限の延長を言渡すことを得へし之れに反し當該者か若し故意に殺害者に對する賠償義務をば怠りたるときは之れか爲めに其恩典を取消さるゝことあるへきものとす

諸威に於ける條件付裁判の規定が佛國及ひ白耳義の方法に比して相異する所の重もなる點は當該者か考査期間中其條件を充たしたる後に於ても之れか爲めに宣告せられたる處刑の裁判を取消さるゝものに非らすして唯だ其刑を執行せられたるものとして追認せらるゝに過きす故に其實質より之を見れは寧ろ條件付行刑免除と言ふの適當なるを信す

(九)　諸威

諸威に於ける成例は新たに條件付裁判の規定を設けんと欲する各國刑法草案の採用する所となれり則ち墺國(一八九三)匈牙利(一八九二)伊太利(一八九三、現行刑法は一八八九の制定に係り發布後未た幾何の年月をも經過せす其當時既に條件付裁判の規定を採用するの可否に就て盛んに討議する所ありしが終に多數を以て斷然之を否認することに決定したるなり)瑞西(一八九六)及び一昨明治三十三年和蘭に於て提出せられたる刑法改正草案(全部又は一部の)等に就て之を見るへし是等各草案の採用したる所のものに據て之を見るに其內容に於ては多少相異る所ありと雖も大体に於て何れも諸威の成例に基き一層其適用の範圍を制限したるの規定なること を認識するを得へし今其大要を簡說せんに墺國にあつては三個月以下の自由刑に適用すへく匈牙利に於ては一年以下の自由刑を以て處分すへき輕罪に限り且つ受刑者は二十歲以下にして特に酌量すへき情狀あるを要す伊太利に於ても初犯者にして六個月以下の自由刑に處せらるべき者に限り且つ考査期間內にあつては獨り刑法に觸るゝの行爲あらさるのみならす方正の品行を保ち殊に指命せられたる居住地制限の命令規程を確守するを要す之れに違ふ者は直ちに行刑簿錄の恩典を取消さるへし瑞西草案の規定もまた略ほ之れに同し但し該草案に於ては恩典に拾す

へき者の一條件として犯罪より生じたる損害をば極力辨償すべしとのことを附加せり和蘭に在つては六個月以下の拘留又は禁錮刑に處せられたる者に限り行刑猶豫の規定を適用すべしと雖も乞食浮浪罪等は之を除外し尚ほ其行刑を猶豫したる者に就ては新たに犯罪行爲ありたる場合は勿論犯罪の恐れある場合に於ても亦た之を猶豫取消の一理由たらしめんことを希望するものゝ如し

(十一)　獨逸聯邦

獨逸聯邦に屬する諸國にあつても千八百九十五年以來行刑猶豫の方法をば主權者の有する赦免權の範圍に於て勅令を以て十八歲以下の未成年犯罪者に對して之れが實施を試行せり則ち勅命に依り高等司法官署は假りに受刑者に對し刑の執行猶豫を認可するの職權を有し一定の條件の下に或は其猶豫を取消し又特赦の手續に依て最終免刑の裁判を請ふものとす而して行刑猶豫を適用し得べきものは自由刑(刑期の制限は聯邦に依り多少の異同あり普國及び多數の聯邦は六個月以下「バイエルン」「ウユルテンブルク」色丁等は三個月以下)に限り(尤も罰金より自由刑に換刑したる場合をも包括す)考査期限は各場合に就て之を定む考査期限中は當該者に對し別に監察の方法を設けず(プレーメンに於ては千九百年八月以來當該者居住地の警察官署をして毎年一回其行狀を報告せしむるの規定を實行せり)但し當該者に於て再び犯罪の行爲なしと雖も其行狀の不良なる場合に於ては行刑猶豫を取消すことあるべくまた輕微の犯罪行爲(例へば違警罪の如き)ありと雖ども

其他平生の行狀に於て非難すべきものあらざるときは行刑猶豫を繼續することあるものとす

獨逸にあつては近年頻りに行刑猶豫の規定を刑法の上に採用すべしとの議論行はれ議會等に於ても再々建議案を提出する者ありと雖も政府は事、尚ほ試驗中に屬し容易に之れが利害を判定する能はずとの理由を以て未だ聽かに同意を表するに至らざるもの如し

上來列記したる所の行刑(又は裁判)猶豫に關する各國の規定に就て之を見れば其目的は則ち同一なりと雖も其實質に至つては各國の間著るしき廣狹寬嚴の等差あるを知るべし而して我が刑法草案が採用する所の規定に依れば

第四章　刑の執行の猶豫及び免除

第三十一條　左に記載したる者一年以下の禁錮又は六月以下の懲役の言渡を受けたるときは情狀に因り裁判確定の日より二年以上五年以下の期間內其執行を猶豫することを得

一　前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者

二　前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも其執行を終り又は其執行の免除を得たる日より十年以內に禁錮以上の刑に處せられたることなき者

第三十二條　公權剝奪又は監視を附加せられたる者には前條の規定を適用せず

第三十三條　左に記載したる場合に於ては刑の執行猶豫の言渡を取消すべし

一　猶豫の期間内更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたるとき

二　猶豫の言渡前に犯したる他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたるとき

三　第三十一條第二號に記載したる者を除くの外猶豫の言渡前他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたること發覺したるとき

第三十四條　刑の執行猶豫の言渡を取消さるゝこと無くして猶豫の期間を經過したるときは刑の執行を免除す

之を約言すれば我が刑法草案は大體に於て諸國が採用したる所の方法及び未だ實施せざる各國草案の規定に基て之を立案したるものゝ如く法理上に於ては比較的幾分の進境を認むるものと謂ふを得べし然れども行刑猶豫に關する規定の如きは畢竟するに法理上の問題に非らずして所謂刑事政略に屬する實際上の利害問題なり或は行刑猶豫と稱し或は條件付裁判と稱するも之れに依て犯罪豫防又は減少の目的を達せんと欲するに至つては即ち一なり其名稱の如何に拘はらず要は唯だ果して能く豫期の目的を達するを得べきや如何を研究するにあり

更に我が刑法草案に於ける行刑猶豫規定の實質を略記すれば左の如し

(一)　禁錮又は懲役の自由刑に限ること但禁錮は一年以下懲役は六月以下とす

(二)　年齢の制限なく苟くも禁錮以上の前科なき者は此恩典に浴するを得べし

(三)　猶豫期間は二年以上五年以下とし各場合に就て之を定む但し別に監察の方法を設けず

(四)　禁錮以上に該當する犯罪行爲あるに非らざれば行刑猶豫の恩典を取消すことなし

(五)　言渡を取消さるゝことなくして猶豫の期間を經過したるときは行刑を免除す

讀者は宜しく先づ之を以て上來列記せし所の行刑猶豫に關する各國の規定とを相對照する所あるを要す

(未完)

論說

○清浦會頭演說

(本月七日本會茶話會席上に於て)

諸君我監獄協會は毎月一回東京在住及附近府縣の會員相集つて監獄行刑上の理論並に實驗上に就て種々の研究を致すことを以て例規と致して居ります、而して月の第三土曜日が其定日でありますが、此度は司法官御會同の好機會に遭遇したやうな次第でありますから即ち定例の會期を繰上げまして茲に茶話會を開く都合に

なりました、諸君の御職務は監獄事業には密接なる關係を有して居ります、夫れ故に今日は諸君の御來臨を煩して御高說をも拜聽し又併せて私の意見も陳述致し將來に向つて諸君の有力なる贊同を得まして此協會を倍〻盛大に致したいと云ふことを以て希望と致します、諸君は誠に御滯在の日數も短かうございまして非常に御多忙なるにも拘らず、殊に今日は斯の如き雨天をも御厭ひなくして御來臨下さつたことは監獄協會に採りましては最も光榮とする所でございまして茲に私は監獄協會々頭の資格を以て深く諸君に感謝の意を表します、

我監獄協會と其目的性質を同うする所の團體は歐米各國到る所大概其設備のない所は殆どない位のことでございまして、而して歐米各國に於ける所の此團體なるものは單り既往に於て成績を奏して居るのみならず現在に於きましても監獄事務上に取りまして偉大なる勢力を有して居ります、即ち亞米利加に致しましても或は英國、獨逸、佛蘭西、重もだちたる國々に於きましては監獄協會なるものは非常なる勢力を持つて居りまして、一般刑事社會の注意を惹起するは即ち此監獄協會の議論に基いて居るやうな次第であります、何故に斯の如く偉大なる勢力を監獄協會なるものが有して居るかと尋ねて見ますれば、要するに此會員なる者が社會の各方面に於て勢力を有する所の種々なる分子を以て組織して居ると云ふやうな有樣であります、司法官の有力なる人も居りまするし行政官の有力家も這入つ

て居りまして司法官なり教育家なり實業家なり種々なる社會の方面に於て勢力を有して居る所の人々が多く監獄協會の會員に名籍を列して居るやうな次第でございます、で我監獄協會の實質に就て之を見まするのに現在會員の數は殆と壹萬二千有餘であります、而して皆非常なる熱心を以て此事に盡して居るやうな次第でありますけれども、此會員の大部分は監獄當局の官吏でありまして、曾に社會の各方面に向つて勢力を有する所の人々を網羅することの出來能はざるのみならず監獄事業と最も直接の關係を有する所の法曹社會の有力者殊に司法官諸氏の贊同すらも普く之を得ることが出來能はぬと云ふやうな次第であります、て幸に近年に至りましては追々此有力なる司法官諸君の方々が本會に同情を御寄せ下さるやうな勢に立至りまして餘程監獄協會と即ち此司法官との疎通も出來掛りつゝあるやうな現況であります、併ながら之を各國に於ける監獄協會の事業に比して見ますれば其割合と云ふものは尙ほ未だ殆と比較も出來難い程の少數と言はなくてはならぬのであります、此英國の如き佛國の如き普朗西の如き、尤も普朗西は監獄が一部は內務省に隷屬し一部は司法省に隷屬すると云ふやうな次第で即ち監獄事務は內務司法の兩省に分屬せられて居りますが、斯の如く監獄事業の內務行政の管轄に分屬して居るにも拘はりませず其協會の會員なる者は法曹社會殊に司法の當局者多數を占めて居るやうなことでございまして、協會に於て發行します所

の雜誌の如きも多くは此判事若くは檢事の肩書ある人々の論文記事を掲げる實況でありまず、で外國に於ける協會に於て其發行する雜誌の勢力ある所以のものも決して偶然でない譯合で、我監獄協會に於きましては多數の會員を有し而も充分なる熱心を有して居るにも拘りませず其勢力と云ふものは尚ほ微々たるものでありまして、此勢力の微々たる所以のものも即ち此獨逸とか佛蘭西とか英吉利とか云ふ所の協會の有樣に比して見れば自ら推測られるやうな譯であります、此監獄の改良を圖りまするには即ち監獄協會の唯一の目的たることは勿論でありまするが監獄の改良を圖る所以のものはどうかと申しまするのにウエリングなどの申しまする如く此法律の目的と云ふものは社會の生存的利益を保全するに在り即ち社會の生存上に於て努めて利益を保全すると云ふことが其眼目とする所でありまず又リストの申しまする此刑法の目的と云ふものは刑罰を科し及之を執行することに依りて社會の利益を完全にし且つ強固に保障するに在りと言へるが如き主義を貫徹せむと欲するに外ならぬ次第でございます、此點に就きましては蓋諸君も又其感を同うせらるゝ次第であらうと思ひます、立法と司法と行政と此三者は相俟つて初めて能く法の目的を貫徹し得べきものでありまして、其間には毫も輕重軒輊あることなしと申して宜しいのであります、で立法に於て如何に完全なる研究を遂ける所がありましても又司法に於て如何に正確に法の適用を爲す所がありましても、行政の上に於きまして其機關に缺くる所があり、其精神に乖しき所がありますれば即ち立法司法の事柄も眞正なる目的を達することは出來能はぬやうなして法を制定し若くは法を適用すると云ふことがありましたならば到底完全に法の目的を貫徹すると云ふことは出來難からうと思ひます、でッマリ立法に於きましても又司法に於きましても此行政の成績結果如何と云ふことに參酌を致しますのは最も稗益あることであらうと思ひます、近來に於ける刑事立法の實況に就て之を見よするのにも或は努めて刑名の簡約と云ふが如き或は殖民刑の廢止と云ふが如き、又或は刑の執行猶豫と云ふが如き、或は累犯者に對する加重處分の如きも或は犯罪者の類別の如き又は幼年犯罪者の特別處遇法と云ふが如き、是等は何れも皆監獄行刑の實驗に依て得たる所の効果を研究したものに外ならぬ次第であります、で將來に於きましても益〻夫等の材料に依りまして刑事制度の改良を促すと云ふことに立到ることは必然であらうと思ひます、立法及司法の當局者に取りましては監獄は即ち其職務上の實驗室と申しても宜しいことゝ思ひます、近年歐米各國に於きましては刑法家又は總ての司法官等が監獄行刑の事に就きまして深く研究を費すと申すことは屢て聞く所でありますが、就中此普朗西などに於きましては今より四五年以前からして毎年一回監獄事務講習所なるものを開設致し

まして二十名内外の判檢事を伯林に招集して特に此監獄行刑の理論及實務を研究せしむると云ふやうな次第でございまして、我監獄學校の教師として傭入れたる所のドクトル、クルーゼンなどと云ふ人は即ち普朗西の判事でありましたが、其監獄上の知識經驗は重に此年一回判檢事を集めて講習する所の此講習所の研究に依て得たる所のもの少なからずと云ふことも承つたやうなことであります、我邦に於きましても刑法改正の實行を見るの機會も既に遠からぬことゝ思ひます、司法官諸君が將來益〻行刑の實際を御研究になる所の必要も感ぜらるゝと云ふことは當然なことでございまして、夫等の研究の結果一層我監獄の現在の制度を改正せなくてはならぬと云ふ必要も認めらるゝことであらうと思ひます、で今日の監獄の有樣行刑の有樣と云ふものは果して能く刑法を適用せられたる所の目的に相添ふて悖らずに行き得て居るものなるや否や將來に於ては餘程此獄制の改良と云ふことに於ても諸君の御注意を引くやうなことも少なからぬことであらうと思ひまず、で本會の目的としまする所は即ち諸君の目的とせらるゝ所に一致して行かなくてはならぬことであるし又一致して行くであらうと思はるゝのでございます、幸に我協會は諸君の贊同を得ますれば從前の如く唯數量の上、即ち頭數に於て優勢なるのみならず實質の上に於ても亦偉大なる力を加へて參ることになりまする し獄制改良の目的を達しまする上に於きましても歐米各國の協會に讓らざる所の有力なる働を爲することが出來得ることゝ信じます、是は單り我監獄協會の勢力を擴張するのみに止まりませず即ち有力なる諸君の卒先して監獄事業に同情を表せらるゝ結果は一般其影響する所も著明なるものでございまして、將來に於き司法の完備と活用とを全うし得へき成績を顯して行くことであらうと思ひます、追々監獄事務の改良と云ふことに於きましては御承知の通り政府は多年益に力を監獄學校をも開設致しまして成るべく全國の監獄官吏に新知識を與へて而して此居るやうな次第であります、今日の監獄の有樣に於きましてまだナカ〳〵之を以て全きと得たものとは無論申されぬ次第でありまして將來も尚ほ銳意熱心して獄務の改良を圖つて參る次第でありますから、我監獄協會は即ち此監獄事務の改良に就て當路者に貢獻する所あり、當路者に稗益する所あらしめたいと云ふことを以て夫々計畫をも致して居ることでありますから、我監獄協會に於きましても歐米の監獄協會が社會各方面の有力者就中司法官其他學者教育家實業家などを網羅して偉大の成績を奏するが如き域に進ましめたいと云ふ積りで居りますから協會に贊同を下され又色々行刑上に就て御考のある所は御高說をも承りたし或は我協

會の雜誌に諸君より御寄せ下さる所の論文等をも掲載することになりますれば一層の光彩を添へ得る次第でありますから其邊の希望を述べまして旁〻茲に一言を致して置きます(拍手起る)

○愛知慈惠會に就て

(本月七日本會茶話會席上に於て)

名古屋控訴院檢事長　藤堂融君

本日は監獄協會の月並の會を催されまして我〻出張の司法官一同を御招きに相成りまして、殊に諸君の前で何か申述べるやうにと云ふ會頭よりの御命でございまして誠に光榮のことに存じまする、然るに私は旅中て何の演說の材料も持ちませず又忽卒の間何の準備を致すの餘暇も持ちませぬでございます、故に本協會の御主人方並に來臨の諸君に對して何卒稗益のある事を御話申すことはトテモ出來ぬことゝ考へて居りますが、此光榮ある御望を受けつゝそれに向つて責を塞ぐことの出來ぬのは甚だ遺憾に存じますから、何ぞと考へる中に近頃私共が職務の傍ら從事致して居りまする愛知慈惠會と稱しまする出獄人保護の事業並に其進行の大略又後來の方針等のことに就て聊か御話を申上げたならば諸君の是等の事に就て御參考の一助ともならうと心得まするのでございます、で是は直接に監獄の事に關係したる事柄とは申し得られぬに致しましても其事たるや監獄と非常な重大なる且つ重要なる關係を有して居りまることでございますから定めて此事業の景況に就て御聽きになりましたならば決して無用のことなりとは御叱を蒙らぬ

やらうと思ひます、

凡て此法治國に成りまして色々の制度と云ふものが設置せられまするに隨つて萬事の社會の事物と云ふものは整頓せられて參りまするが、唯法律が一面に立ちました所でそれで以て社會が完全になつて參ると云ふことはナカ〳〵むつかしいことでございまする、故に一方の事が一つ始まりますると他方に於て又其缺漏を補はなければならぬやうなことも出來て參ります、或は一方の法律の力ばかりでは到底往かぬのであるからして之は他の方の力と云ふものを一つ用ひなければならぬと云ふことも出て來るのでございます、即ち簡明に申しまする國家の力で及ばぬことは社會の力でやらぬければならぬと云ふやうなマアことに言ひ得るであらうと思ひます、て我邦の有樣で見ますると云ふと段々刑法の改正も先頃ございまして、それから又再改正と云ふ今日の場合になつて居ります、然るに其刑法を立てられてさうして刑罰と云ふものを執行せらるゝ目的でございます及其効能でございます、是等を能く考へて見ますると如何にも刑法の規定したる所の事實に關するものは之に定めたる所の規定と云ふものを用いて、さうして相當の罰を科

する罰を科したからして即ちそれで以て刑法の目的は充分に達したものと言ふことは素より言ひ得るでございませうが、奈何せん其罰せられたる人間と云ふ者も元刑法が之を罰する主意と云ふものは、唯人をヒドイ目に遇はせる、社會を害した、る者であるに依てヒドイ目に遇はせると云ふことの目的のみを以てしたならば宜いかは知らぬが、眞に罰を犯した人間を改良して仕舞うと云ふ目的を以てしたならば決してそれのみでは足りぬことぢやらうと思ひます、と云ふものは改良せるのは何の目的であるかと云ふと社會に一つ邪間物がある、綿の中に石の這入つて居るやうなもので、それが一つあつては誠に軟かに往かないのである、て此邪間物を一つ改良する時になるとうなるかと云ふと、一般人民即ち良民と此者が同し心になり同し行動を世の中に取つて行くことが出來るやうにして仕舞ふのが即ち改良と云ふことになるであらうと思ひます、所て刑罰が行はれて其人と云ふものが出獄するに至つては如何と云ふことを以て考へて見ますると、如何にも監獄の中に於ては監獄吏員の盡力並に教誨師等の勉強に依て其因人なる者は心を飜して世の中に出たならばモウ再び斯う云ふいたづらのことをして又來るやうなことにはなりたくないものである、愈々世間に出て勉強しやうと云ふ所の決心を帶びて居る者が澤山あるのでございます、故に先づ心丈の改良と云ふことは監獄に於て爲し得たと云ふことになりませう、然る所世の中に出て見たならば、世の中

はどう云ふ風に出獄人を遇するかと云ふことになりまするとエライことでございます、あれは罪を犯し刑に處せられて監獄に居た人間である、故に我々の仲間には齒すべき者でないと云ふ心を以て一般に迎へて居りまする、さうなりまするとと云ふと折角世の中の良民に交はらせて聊も此邪間物があるやうに感せしめぬやうにと思ふて元々改良した所の主意と云ふものもトンと徹らぬことになります、さうして却て刑法なるものは人を刑罰さへしなければ世の中の人間は又此者を當り前の良民として遇することが出來たらうに刑罰と云ふ烙印を即ち國家が捺したが爲めに遂に世の中の者から拒絕せらるゝと云ふことになりましたならば大變其事は目的違のことになるだらうと思ひます、立派な目的で刑罰は執行して居るけれども奈何せん其結果と云ふものは此者には交はるへからす、良民に伍せしむへからすと云ふことの烙印を捺したと同しにして仕舞ふことになるであらうと考へます、さうなつたならば眞實の改良改悛と云ふことは致して居つても奈何せん遂に世の中に交つて行くことが出來ませぬと云ふと、世の中から排斥せられて寄る邊なき所の二人となりますから、又候本心を失ひまして再び惡い道に依つて遂に又監獄に行つて世話にならなければならぬと云ふことになりまする、それが一度ならず二度ならずやる時になりますると遂に性となつて最早本來の惡人と言ふが如き者に陷つて仕舞つてモウ改良などと云ふことは到底見ることの出來ぬやうにな

つて仕舞ひます、て此者等が世の中に散在して居りまするとて又其他に非常な影響を及ぼします、感化力を及ぼしまして少年或は種々なる境遇に立つて居る者を誘惑致したり感化したり奬勵したり煽動したりするやうなことて矢張自分の社會に導いて共々に悪い事を致して相溺れるの結果に至りまする、さうして見まするとこの此我ゝが法律を適用して刑罰を執行して居りますが其目的と云ふものは遂に此出獄をした上の有樣に於て其目的を達せぬことになりましてガラリと崩れて仕舞ふ道理になります、益ゝ犯罪人を殖やす方の側になつて來ると思ひます、それから單に其一點で申すのでございますが、そこじやから單に刑法があつてそれを執行したと云ふた所で何か此刑法の執行以外に於て又一つゆるびた途て面白い方法と云ふものがない時になると云ふと、どうしても犯罪を少なうすると云ふ譯には參りませぬ、又犯罪を少なうするのは即ち刑法の目的でございませうが其目的も達することが出來ませぬ、それで出獄人保護の事は矢張其目的を達するの一の事業てあらうと信じまする、或節私が或西洋人と談したことがございますが日本の元の刑法に存留養親と云ふことがございました新律綱令改定律令等を御扱ひになりました諸君は能く御存じと思ひます、家に六十歲以上の親があつて扶養の子孫がない時分には其子孫の一人が犯罪をしても其罪を宥釋してさうして家に留つて親を養はしむると云ふことがあつたのであります、眞に斯の如きは法律の恩典又日

本の者を養ひ親を大事にすると云ふ所の國風民情に適した誠に結構な法律であると私は非常に感服して居つたのであります、所が刑法改正と云ふことになりまして其存留養親と云ふことが取れて仕舞ひました、して見ると刑法と云ふものは之を執行する時になると其罪なる所の子孫を罰するは宜いが、之を罰して併せて以て獨立自活することの出來ない父母達を渴へ死にさして仕舞ふと云ふ結果が起つて來る、誠に殘念なことであると云ふことを私は或洋人に言ひましたらば其人が言ふのに、イヤそれは歐羅巴邊りではソンナ必要は一もない、罪を犯した者ならば素より刑罰を執行するが宜い、其者等を家へ置いて親を養はなければならぬなどと云ふソンナ不都合なことと云ふものは歐羅巴ではないのである、どうすれば宜いのかと言ひまするとと云ふと、それは貧民救助法と云ふものがあつて、さう云ふ寄邊なき所の親などと云ふものは其貧民救助法を以て今の手當が充分に屆くのであるから犯罪人に其親を養はしむるなどと云ふことをするの必要がないと云ふことを云ひました、其人は何かと云ふと即ち地方に於ける貧民救助のことに關しまする幹事でございまして誠に其事に精しい男でございました、成程御尤千萬のことて私はそれを聞いて大變謝しました、故に今の御談をも申上げたのであります、

（未　完）

○無期刑廢止論

印南於菟吉

立法上無期刑を採用せられたる所以のものは立法者が權衡上死刑と有期自由刑との間に一の階級を設くるの必要あるを欲したると死刑を輕減したる一種の代替刑として便宜上之を設くるの利便ありたるに因らずんばあらず、權衡論としては今日立法上十五年を有期自由刑の最長期とせば無期刑に代ゆるに之を延長して以て二十年二十五年と爲すも尚權衡を維持するに難からず、便宜論に就ては予また多少の卑見あり、今茲に之を開陳して洽く識者の一顧を煩はさんことを望む

不幸にして現行刑法及改正案共に死刑無期刑を採用せり、立法上死刑を設くるの可否少なくとも實行の上に於て死刑を避けんとの趣旨は既に刑法改正案に對し一部の識者間に唱道せらるゝ所なりと雖も、無期刑の廢止に就て之に言及したる者あるを聞かざるは甚だ遺憾に堪へざる所なりとす、否恐らくは死刑廢止論者と雖も之が主張に熱心なるの餘り早卒に無期刑を以て死刑の代替刑なりとして是認せらるゝに至るの虞なき歟、想ふに立法者もまた最極刑たる死刑より輕き且之に代替するの處分として無期刑を存したるや疑を容れざるなり、是れ實に深く行刑の實態を究めず無期刑の性質を熟知せざるの罪に歸せずんばあらず、無期刑を指し

て死刑よりも輕しと謂ふは一種の感情にして皮想の見たるを免かれず、身を絞首臺上に置き一瞬時にして其の生命を斷つと永世獄裏に呻吟し絶へず身神上の逼迫を蒙むりつゝ遂に其の命を終はるものと何れか苦痛多きや、若し夫れ單に犯人を除外するの排斥思想より之を見るも國費を糜消して其の命を奪はんより寧ろ一朝にして刑及の露と消へしむるの遙かに簡に且利多きを覺るに非ずや、無期刑をして永生分房に拘束するは慥かに斷へず苦痛を與へつゝ殺戮するの一の慘刑たるに外ならず、唯夫れ近時の獄制は分房拘禁の時期をして短からしめ終身刑に對しては成るべく雜居制を採り勞務其の他の待遇に就て尋常囚と一樣若くは緩和ならむるの手段を採るを以て多くの害弊あるを認めざるを幸とするのみ、殊に我邦しに於ては無期刑の宣告を受けたる者拾五年以上の期間拘束せられたる者なく幸に三十年減刑令の恩赦に遭ひ各々其刑の一部を輕減せられたるを以て事實斯の如きを未だ見るに至らずと雖も而かもまた恩赦は將來に於て之を豫期するを得るものにあらず且又在監期間二十年三十年に亘るも尚心身の健康を害せざる者あるを見る決して必ずしも稀有ならずとするも概して心身に障害を與ふる不當の刑たるを斷言するを憚からず、獄制に於て最も緩和慈仁の稱ある者恐らくは瑞典オスカル朝に過ぐるものなかるべし、然るに前の瑞典監獄局長アルムクイスト氏は千八百八十五年羅馬に於ける列國監獄會議に報告して曰く死刑を輕減して終身刑と成りた

る囚人の多數に面接し予は誠に失望の感に堪へざるものあり彼等は予に謂て曰く死刑を寬恕して不眞の罪囚と共に茲に群居せしむるの何ぞ慘なる、予を生埋し了するものと謂ふべきなり、所謂國王の恩典は眞に慈惠の道に反す、慈仁の有望なる光線に浴することだになく終世茲に日を消せしむるは予をして刑罰の最極度たるを感ぜしむるものなり云々と

北米ウヰスコンシン州に於ては曾て千八百五十三年以來死刑を廢止したる所にして此の代替刑に就て同州典獄は其の著殺人犯論に於て記して曰く終身刑の狀況や最も憐むべき情態に在るものにして獨り其の多數が瘋癲囚と成るのみならず到底治癒すべからざる痼疾と爲つて終身悲歎の淵に沈むに至つては誠に憐殺すべき極と謂はざる可からず、此等の囚人は勿論時として强暴なる性行を顯はすと雖も而かも尙囚人たり、相當壓抑の下に鎭制せしめらるゝの命運を有す、縱令また健康囚なりと雖も一定したる赦免の時期なきを以て年々空望を荷ひつゝ暗黑の裏に蠢動するに過ぎず、殊に近年小年の無期刑に處せられたる者を見るに過去の經驗に依つて之を徵すれば十年を待たずして瘋癲囚に化し二十年ならずして終に逝く者あるが如し、勿論多數は二十年以上健康なる身體を持續すと雖も精神上に於ては既に敗頽墮落したるの徒のみ、是を以て立法上無期刑を廢止し之に代ゆるに長期刑を以てし重罪囚に向つても希望の念を融發せしむるは豈必要ならずや(第六十三

然りと雖も予は以上の說明を以て固より終身刑の常態を現はしたるものと謂ふに非ず、殊にウヰスコンシン監獄は極めて寬大なる過囚の法を採り其の食量また之に伴ふとも尙且此言を弄するに至つては多少の顧慮を要すべき點なりと信ずるのみ

千八百七十八年當時の英國監獄局長ヂユクーン氏は懲役條例調査委員に向て曰く予は無期刑を重視する者にあらず寧ろ長期刑を置くを可とす、社會公衆に於ける効果は尙短期刑に依つても十分之を收め得べきものなるを信ずと愛爾蘭監獄局長パーロー氏もまた同委員に向て曰く予個人の感情より之を見れば終身監獄に閉居するは甚だ忌むべきことなり、若し終身監獄に拘禁せざる可からずとせば刑の進行に伴ひ漸次瘋癲院の如き比較的自由寬大なる處遇を採らざる可からず云々と而してまた之を行刑の實際に就て晉ふるも無期刑は身神上の健康を維持せんが爲めに多少刑の執行を寬和にせざるを得ず、寬和は社會民衆をして刑罰の畏懼を減少するに至り犯したる罪科と其の權衡を失するに至るなきを保せず、加之之を主觀的に顧みるに無期刑は將來に於ける希望心なきを以て所謂自暴自棄に陷り感化上非常なる障害を與ふるものたるを免かれず、縱令刑期を延長して二十年三十年と爲すも相當刑の終末には復び社會に歸し得べき望あるを以て自から奮興刷新の

念を融發すべしと雖も、既に終世監獄を家とせざる可からずとせば(縱令假出獄の恩典あるにもせよ、假出獄は極めて例外の場合に適用せらるべきものたるを思へば誰かまた自暴自棄に陷らざる者あらんや、監獄管理上より之を見るも此の自暴自棄に陷ゐりたるの囚人は最も御し難く其の災害往々にして監獄官吏の身上に被むらしむるに至る、現に伊太利は歐州諸邦中殺人罪の多數を以て有名なり　聖スデフハの監獄は終身刑數百を拘禁す、典獄は此罪囚累々たる雜居房內に身を投ずるの頗る危險なるを參監者に向つて說き殺人罪の屢々監內に發生するあるを示せり、自暴自棄囚人の前には勁敵なし、既に身を以て死地に舍く者何事をか躊躇せんや、感情の激する所官吏たると同輩たるを撰ぶに由なし、此事例は偶々四五年以前東京集治監に發生したるを以ても徵知するを得べきなり、斯の如く慘虐なる行爲は固より例外なりと雖も無期刑は感化上御し難き囚人たるは蔽ふ可からず、殊に各國共に身神上の健康を維持せんが爲めに雜居制を採るの止む可からざるを以て益々醜惡墮落の性を培養し來り一片の敎誨容易に入耳に容るべきにあらず精神上の廢頹愈々益々甚だしきを加ふるのみ我邦北海道集治監の如き耕耘農業に使役せしむるは無期刑の處遇として最も適當に且各國とも多く此の制を採れりと雖も隊伍を組んで外役に從事せしむるは是れ既に嚴格なる意義に於ける監獄なる者と其趣旨を異にするもの若し夫れ一言にして無期刑囚の處遇を批評すれば最も不

良なる制こそ最も適當なりと謂ふより外なし

英國は刑罰の峻嚴を以て稱せらる而かも尙死刑無期刑の執行に於ては尙大に之を躊躇せり、法文上固より無期刑を存すと雖も實行の上に於て輕減して或一定の年限を付し無期刑の適用をして頗る尠なからしむ、其の所謂一定の年限と稱するもの以前は十二年なりしも近時之を延長して二十年と爲せり、之が年限を經過すれば或條件の下に自由の身と爲るは勿論にして而かも之が爲めに著るしく不便を感じたることなく且終身刑をして失望の淵に沈めしむるの處置は稍や避くることを得るに似たり

葡萄牙に於てもまた法律上二十年を最重刑とせり勿論亞弗利加の追放刑は此例外とす、該國は千八百四十三年以來事實上死刑を廢し爾後千八百六十七年に至つて法律上死刑廢止を斷行し而して尙ほ二十年の最重刑たりしと雖も之に依つて殺人罪の增加を見るに至らず

此の如く葡國英國の先例に依つて之を徵するも死刑並に無期刑を廢止し二十年を以て最重刑と爲すも刑事政略上一概に必ずしも犯罪を續發するの虞あるものと斷言する能はず二十年或は二十五年三十年と爲すも可なり要するに一定の刑期を付するは囚人自新の上に於て必要にして且監獄管理上有効なることは爭ふ可からざる事實にして殊に前例の官吏殺傷は獨り伊國のみならず英國和蘭白耳義瑞典那威

獨逸其の他の國に於ても往々之が事例あるを以て見れば無期刑は官吏に抵抗して迄も強暴を逞ふせんとする到底感化上御し難き囚人たるに終らしむるを證明して餘あり

惟ふに之が期間に就ては二十年を適當とすべきか、刑は勿論犯罪の反覆を防遏せざる可からず、二十年の長期は慥かに犯人の年齡をして漸く老けしめ再び犯罪の餘地なからしむるに至るべく、殊に殺人罪の多數は感憤激動の餘に發するを以て其の思想も亦漸く老熟を告げ克己の念熾盛なるに至るの時期なるべし、監內營々汲々勞務に服し多少の工錢を得て以て老後の資に供せんとするに至るべく且又其の一部を割て此等の長期囚に食物購求を許し身神の慰暢を求めつゝ其の刑期滿了を僅指待望する上に於ても二十年刑は極めて相當なりと信ず、必要なきに刑を過重するは我國改正刑法案の認めざる所、此の如くして眞に能く遇囚の原則と相一致するを得るに至らんこと是れ予の切望に堪へざる所なり

雜錄

○監獄改良論

イーピーヒューイス

現今文明國に行はるゝ監獄制度が其目的を達する能はざること天下殆んど皆然りとは人の首肯する處なり、監獄制度の事に精通したる某氏の云へる處ば著しく之を表明するものなり、其言に曰く監獄は罪人を改悛せしむるとなく却て之を養育するものなりと、以是監獄改良の問題なる一日も忽にすべからず刻下の解決を要するものなり。

凡そ道を全ふする改良は歷史上の沿革に基かざるべからずとは今や人の益々感知したる處なるが、若し如何なる段落を經て事物の進化したるものなるかを學知するに於ては、現今の制度の上に改革を加ふるに於て其効を奏すること庶幾からんか、故に刑罰の進化したる沿革は實地の改良を助くるに於て必要なるものとす、茲に之を案するに刑罰の目的たる其初めは一時の便法に過ざりしが如し、若し一人若しくは一家に害を致すものあるときは、其一人若しくは一家が自ら復讐するは好まざるにしからず、社會が其復讐に代はるべき處分をなすに若かずとしたるより復讐に代ふるに裁判を以てせんとするの念を生じたるが、本來より云ふときは人の目を傷つけたるものは其目を傷くるも可なり、人の齒を毀ふたるものは其齒を毀ふべきなりとするは理由なりとするの時代ありしも、罪を犯したるものが早速再犯せざる樣刑罰を加へて之を豫防すべしとの思想は徐々に發達し、如何なる刑罰は是れ其屬する犯罪を豫防するに足るものなるやを考究するに至り、人道の發達すると共に罪人は如何にして改善せしむるを得るものなるかを考究するの思想をも生じたるが、此思想たる刑罰を論ずるには仁愛なり道理なるものなるのみならず、違大なる考案に出でたるものなるに相違なきも、文明諸國は未だ以て此考案の論理上歸着すべき處如何を悟らざるものゝ如し、既に監獄は罪人をして改善せしむるの處と看做さるゝ上は是れを教誨所と云ふべく、從ふて普通の教育原則を之に適用すべく、此原則たる監獄の當局者に於ては之を了解して遺す所あるべからず（監獄を以て教誨所とせんか、目下の監獄は幾んと常に教誨の原則を犯すものならざるはなく、近來非常に發達したる教育の勢力は未だ以て監獄に侵入せざるものゝ如し。夫れ教育の目的たる子弟の性格即ち德義心の發達を計るに在りとは目下何人も首肯する處、又年齡の長じたる子弟程之を教育すること益困難なるとも人皆爭はざる處なり、又教育上尤も大切にして困難なるは大學と監獄の教育にして、世の改良を計るの先導者と其進歩を妨ぐるの甚しきものを教育するに在りとは一時人の論じたる處なるが、監獄內に於ける教誨即ち教育は尤も大切にして最困難なるものなるが故、極めて能く訓練せられたる教育家の之れに從事すべきものにして、其の教育家は自由自在なる教誨法を用ふるの權力を附與せられ、且つ大學以外の學校に用ふるものより一層餘裕ある財政力を許さるゝものならざる可

らず。

監獄の改良に就ては種々なる夢想的なる考案も出でたるが、之を一貫して存する合一の點なきにあらず、今や其合一したる諸點の一般を擧ぐるは其要なきにあらざるべし、監獄を分つて四種と論定せられたり、曰く

(イ)滿十三年迄の兒童(ロ)滿十三年乃至十九年の男女(ハ)滿十九年以上の罪人(ニ)右以外の所刑者

(イ)罪人を司どりたるものは殆んど皆云へるあり、滿十三年以下の兒童は改善せしむるの望なしと云ふ可らず、途を得たる態と取扱ひの存するに於ては其九割九分迄は法律を守るに從順なる人民たる樣改悛せしむるの途なきにあらずと、若し世界中幼年なる罪人を改善するの制度にして最も上達したるものを指摘せんには、蓋し新育州に於ける「ヲヨルツ、マユニヨル、レバブリック」と稱する懲治監の上に出づるものなかるべし、其奏したる効績は實に歎稱するの外なし、其原理とする處は(一)少年は男女其各食事住居衣服其他の需要を償ふべき金錢を自ら儲けざるべからず、之が爲め等働せざる者は飢渴すべし(二)又共に其戒則を作り過失を判定して裁判を下す樣自治すべし(其制定したる戒則警察及裁判の制度は經善にして本懲治監制度の途を得たるものあるとを徵するに於て著しきものなりとす)(三)少年は共に宗教と人道深き慈愛と保育の內に養生せらるべし(蓋しヲヨルツ氏の歎稱すべき感化力は疑ひなく此効を奏したる原因たるとを說明すべく、如何なる教育家も右制度の道を得たるものなるにあらざるよりは一人の力を以て未だ右懲治監の成就したる所を成就するに由なきを想像せざるものなかるべし)

(ロ)本項の解決は一層困難なるものとす、普通の學校に於ても滿十三年乃至十九年の男女に對する規律を定むるを尤も困難とする處なるが、之が罪人の爲め要するは監獄にあらずして特種の學校なりとす、之が爲めには子弟の數、教課の長短、其種類規律方法等に至るまで悉く最も自由なる權力を有する教育者の監督する改善學校こそ本項の業に適合したる制度なるべし、右の年齡に在る男女は其發達の種類及度合に於て差等あると極めて廣きものなるが故、之を管理するの教育者は極めて廣大なる自由を有するものならざる可らざるは他の年齡のある子弟に對する者の有するより一層肝要なる事なりとす、夫れ廣大なる管理權を有するものは從ふて廣大なる責任存せざるべからず、其局に當るべきものは最も慎重したる男女にして、

之が爲め其學識を專攻し之が爲め訓練せられたるものなるを要するが故之に報ゆるに充分なる報酬を與へざる可らず。

(ハ)所刑者を分つて四種とするものゝ內、其二種は之を學校に送るべし監獄に入らしむべからずと云ふは或者の發議したる處なるが(ハ)種の罪人は最高等なる監獄には之を入らしむべからず、第一種の罪人は德義心の淺きか、其團體せらるゝ狀態の如何に變じたるか、若しくは急劇に狀態に變はれたるが爲めにして、則ち罪惡心に犯されたるにあらず、世間の狀態に通ぜざるの結果なるは屢ゝ經驗する處なり、十八年以下の壯年にして自立し得るものは稀れなるが故、自食せざるを得ざるものを入獄せしむるは、少くも其家を奪ひ其正直なる性質を害するのみならず、時に或は當分の內全く其家を亡すの結果に歸着するものなり、精巧なる技術に養生せられたるものと雖も出獄したるときは入獄前程其日々の生活に從事するに適せざるを常とす、其人たる其位置を恢復するとを得ざるは屢々なるとにして、入獄者たりしの故を以て仕事の途を得ることすら困難なるとあり、或は入獄は其自尊心を害し自主の心を奪ひ遂に自由に堪ゆるとと能はざらしむるに至り再び犯罪するの甚だ易きを感ぜしむるあり、マサチユーセツツ州に於ける監視制度は初犯者の再犯を豫防するものとして歎稱すべきものなりとす、其制度に依るときは、判事は入獄を命ぜずして監視官の監督に附するの命令を下すとを得るものにして、罪人は其家に歸り其業に從事するに在り、依て以て得たるの金錢は監視官に於て其一部を喫煙飲料等の爲め罪人の用に供し、其大部は之を罪人の妻に渡し、監視官は罪人を取締るの規則を定むるの全權を有す、例へば罪人は毎夜午後十時限り歸宅せざるべからず、飲食店に出入すべからず、賭博場に徘徊すべからずと云ふが如き規則是れなり、監視官は何時にても其欲する所に隨じて罪人の家を巡視し、其雇主に就き罪人の樣子を探知し、其他の監視を爲すものとす、罪人の雇主若しくは近隣者は監視官に罪人に關する事情を報告するに於ては入獄を命ぜらるとあるべし、マサチユーセツツ州に於ては判事は入獄を命ずると監視を附するを定むるには一に全權を有するものにして、最も其途に進みたる說のゝ外は判事の見込次第にて監視に附するを適切なる處分としたり、此監視制度のその尤も大切としたるは監視官は警察官たらず司法官たるの職權を有せしむべしと云ふに在り、警察官の職務たる法律を執行するのみにあるが故其簡單なるもの

過ぎず、監視官の職たる實に教育的のものにして、種々なる智識と要格あるを肝要とし、其取扱ひ方も大に異る者とす、警察官は如何なる人民に對するも極めて公平ならざるべからず、監視官は他の教育の職に在るものと等しく一人毎に其性質を察じ、之に要する特別なる取扱を施さざるべからず、其の各人を學知するに友人的なる途を以てせざるべからずして、是れ警察官のなす能はざる所なるのみならず、之に對して望むべからざる所なりとす、監視官が其監視する人々を巡視するに當りては、近隣者が之を感知するの必要なきのみならず、其感知するは望ましからざるとなるが故其制服を用ふるが如きは其事を害するものなり、米國に於ては宗教家にして社會の改良に熱心なる人々が監視制度の之に附與する機會を發見し、將た罪に陷らんとするの男女を救ふの好運に遭遇したるを喜び、教育ある人々は監視の業に從事せんとして自ら進んで其身を献じたり、其人々たる判事に對し責任を有る司法官として監視の事務に從事するに特に適合したり、裁判所は普通其報酬を支給すれ共、例外の場合の外は慈善家に於て或る年限間或數の監視官の報酬を寄附し、各地方に監視制度を試みしむる樣奬勵したり、女子兒童及十八年以下の男女を監視するには女子を以てするの欠く可らざることを發見したり、一人にして八十人乃至九十人の多數を司どる監視官なきにあらず、斯く監視官は一區全部を司どるを常とするが故、從ふて其區内に住する多數の人を知り監視するの容易なるを得たり、監視官の報告によりては監視期限を減ずる場合あり、或場合によりては罪人自ら監視せらるゝ利益の著しきを悟り、監視期限の延長を申願したる場合なきにしもあらずして、是れ實に監視制度の利益を證明するのみならず、凡そ犯罪は惡心なる積極的の原因に依るにあらず、德義心を欠きたる消極的の原因に基くものありとの說を支ふるものならずんばあらず、若し一家の扶養者が入獄するときは全家皆苦しむとの事に付ては注意したるものなきにあらざるも、一家の母たる者が入獄するときは全家の苦しみは一層甚しきものにして、其母たる入獄者に對しては監視制度を以て無上の尊きものなりとするは人の之を忘るゝとなきにあらず。

夫れ監視制度は之を强制すべからず、從ろに試驗的に實施するは尤も好ましきものゝ如し、或る地區に於ては適當なる監視官たるべきものなき場合なきにあらず、斯る場合には其適任者ある迄は之が實施を猶豫するの得策なると屢々なりとす、若し(イ)(ロ)(ハ)の罪人にして監視制度に服せらるゝものとせば、罪人の九割は監獄を窺はずして止むべく(ニ)種の罪人は少數にして極めて惡しきものよりなるに止まるべし、若し德義心に乏しき罪人ありとせば(ニ)種に屬すべき者なり、救ふべからざる罪人と甚しく克己力に乏しきものこそ此の備を有し莫大なる權力を附與せられたる獄吏は是れ(ニ)種の罪人中に其力を試むべく、刑期の長短は罪人の性質と犯數に應じ多くは之を決せざる可らざるなり。

何時にても出獄せしむるを安然なりとするに當りては、先づ以て其監視を怠らずして放免するを可とす、長く入獄せしめて社會より遮斷することとなる、後日再び普通の生活界に入らしむるの時に當り影響の重きを忘る可らず、天性克己力なきか、或は犯罪の爲め凝結したる者は永代在獄せしむると可なるべし、斯くの如くするときは監獄は小にして足り分立したる居宅より組織するに止まるの日あるべし、又罪人の勞働をして其食事と住居の費用を償ふに足るのみならず、其行狀と勞働の結果如何に應じ單純なる奢澤物迄も之を供給するの餘裕あらしむることを得ざるにあらず、唯監獄の目的なる改善にして人を感化するに在り、金錢を作るにあらざるを忘る可らざるなり、彼の不足なる俸給を受くる獄吏を以てする費用莫大なる監獄の如きは、本來滿足なる俸給を受くる專門家にして各罪人毎に之が詳密なる研究を要するものなるに最も困難なる教育場を圍繞するに適當なる狀態にあらざるなり。

日本には監獄の改良を試むるに甚だ適當なりとすべき狀態の存するもの拘らず、何れの泰西の國も第十九世紀に於て日本程劇く事物の改革をなしたるはなし、泰西諸國に於ては弊害故例の道路を防ぐる者なるが故社會の改革をなすと日本に學ぶには非常なる好意を示し遠かに之を學ばんとしたり、幸に日本は凡そ物を學ぶには道を以てし、則ち何たる事物も其儘には輸入せず、必ず先づ外國の事物を研究したる上其原理のみを採て日本に適する樣なる途に從ふて之を實行したり、日本帝國の政府は大勢の諸國の多數よりも寡人的政体のものなるが故其和政体の國に於てするより事物を改

事すると容易なりとす、且特に日本を以て本件の如き改革をなすに適當なる國なりとする理由は、其人民の性質最も之に類する改革を試むるに無上に適合したる處なるに在り、何人たりとも日本に在ると一兩月ならずして日本人民は温和にして柔順なる性質を供ふるものなると發見せざるものなかるべし、泰西に於けるが如く犯罪の爲めには最も有力なる過歎の痕著しからず、又泰西に於ては更に犯罪の原因なる飢虐なるものは幾んど之れなきが如し日本人民が温順自尊にして何時も政府に柔順なるは泰西に於けるより本件の改革をなすに容易ならしむるものなり、米國にては種々の改良を試み居るも之が際害の特種なるものありて存す、各市政には世界に名高き濫政あり、種々なる歐洲諸國より移住したる危險なる一部の人民ありて、近く開發せられたる地方に於ては社會を紛亂する徒あるを以てなり、英國に於ては種々の改良案は遲々として施さるゝあるも、舊慣夥しく其途に横はるあり、監獄は敎育を施こすの場所にして軍律を行ふの處にあらずと云よりも、寧ろ非職武官をして司らしむべき兵營に等しきものなりとするの思想は尙以て監獄制度の無上なる原則とずの現狀なり。

如何なる社會の事物を改良するに當りても其費用の問題は尤も大切なる事項なるが、統計表を案するに如何程監視官の報酬を豐厚ならしむるも、猶ほ政府の財政上のみに於て罪人を收容し置くの費用より少額なりとは明かに之を示したり、加之監視制度の行はるゝ社會に於ては無用なる苦痛と貧困を減したるの利益ありとす、夫れ再犯の刑を科する程多費なるものなしとは其道の人の格言なり、日本に於ては再犯者の數非常に夥しと云ふ、特別の懲治監を設くると今や既に日本に於て建築中なる費用多き監獄を設くるより金錢上のみに於て益し得る處少からざるべし、況んや監獄は罪人を改悛せしむると能はざるものなるも、懲治監は改悛の効を致すべきものなるの利益の存するあるに於てをや。

制度により其結果の異る事著しきものなるも、其何れを問はず要は之を實施するに最も適任者なるべき人物を得るに在り、今日は全世界が世に稱れなる監獄の改良を鶴首して待つものなり、泰西に於ける別房制と東洋に於ける共房制との別なく、之に入りたる者は善良有惡なるの人民として存すると能はざるに至るの結果を生ずるを普通なりとす、若し監獄は大切なる敎育場なり其原則に從ふて之を管理せざるべからずとの思想を採て論理的に之を行ひ、依て以て非常なる監獄の一大革新をなすの國あらば是れ文明世界に大恩を附與するものなり。

○監獄談

別天生

○監獄事務の甚だ複雜なることは固より言を要しないが、兎角地方官吏は舊習に泥み易く動もすると自己の管掌事務でさへ能く其の精神の在る所を了解せず唯單に先例を襲ふて事務を取扱ふの弊がある、例へば一の帳簿なり統計表なり採り來つて何故に、何の目的を以て斯ゝる書類を作製するやと問はゝ、答ふる所唯先例に依りたりとまで答ふるの外なきことは往々にして實見し得る所である斯ゝる風にては事務の簡捷は到底期せられない、簡捷と謂ふことは無暗に帳簿表類を節略することでない、能く其の事務の性質を辨へて不必要の事柄を省きて必要の點のみ觀察するに過ぎないのである、夫れであるから先づ此複雜なる事務を成るべく簡便にすると謂ふならば能く自己管掌事務の精神を呑込まなければならぬ、唯徒らに先例を追ひ事務を採りたりとて精神なき事務は結局形式に渉り誤謬を免かれないのである、夫れは獨り机上刀筆の事務計りでなしに過因の事務も矢張り其の通りである、而して後意見あるときは勿論司獄官會議に持出すべきものであつて、兎角精神を以て事物を取扱へば何事でも改良の餘地のないものはないのである、それを徒らに空々寂々器械的に働くと謂ふ思想を以て居るから終に事務の簡捷を計ることが出來ない、予は先づ此點に於て監獄官吏の一層注意せられんことを望むのである

○監獄の如き頗雜なる事務に從事するものは一方また精神の休養と快樂を得んことを努めなければならぬ、けふ此頃の春風駘蕩たる花期若くは秋天て）にて野擊劍なり撒森ひなり逃走囚演技なり何なり郊外に於て大運動會を催ふすことは極めて必要である、出來ることなら運動會は一年三四回もあつて欲しい、其の内には運動の妙味を覺ゆるに至るべく心身上の健康を保待する上に於て殊に必要である、殊に看守は殆んど囚人と起臥の時間を等しふし家庭の快に依て精神の休養を計ると謂ふ時間に乏しい計りでなく、直接する所の者は常に囚人であつて或方面より之を見れば身自らも自由刑を執行せられて居るかの觀あるべき陰氣なる而かも繁雜なる職務である、故に監獄官吏には概して早老若くは天死の弊の起るのは止むを得ない之を救治するの方法としては成るべく頻次に運動會を

偏ふして身神の健康を維持するの外ない、遺がに英國に體育國丈あつて看守一般の水泳蹻艇競爭クリケット球戲等の運動が盛んに行はれて居るのは必ずしも體育國の名實に副ふ計りでなしに此の中に幾多の利益が包含せられて居るがらである、例へば精神の休養を計る者兎角に事務を敏捷に整理することが出來る、繁勞なる事務に從事する外國人は每日執務時間に制限を置き例へば朝九時より午後四時迄とし、自餘の時間は全く各自の職務を忘れて休息し、或は散策を試み或は讀書を爲し一定の規律が立ちて居つて井然として紊れないのである、如何に繁忙の人でも或時間必ず精神休養を行ひ每朝新鮮の頭腦を以て業務に從事するから當局事務もまた大に捗がり老年に至る迄も倘矍鑠たるを得れども我邦に於ける人士は此點に於て全く不規則且無順着である、加之終日晝夜間斷なく其の職業の事を念頭に置くの惡癖がある、之が爲めに每日の事務割合に捗からざると同時に身體精神の健康を害し早く老朽の弊に陷るのは免かれない、都へて事務はノベツに働ひたとて其結果は割合に捗がるものでないと謂ふことは特に注意をしなければならぬ、監獄吏員殊に看守は一年に一週間乃至二週間の休暇を得たならば之を利用して家族ある者は家族と共に、之なき者は單獨若くは友人を誘引して他地方に出遊し別天地に於て思ひ〳〵の遊を爲し、變化なき精神並に憊れたる身體を回復することを務めなければならぬ、之に非難を容る、者は忽ち費用問題を擔ぎ出すけれども遊と費用とは伴はない、普通の生活費を以て優に遊ぶことが出來る、苟くも遊ぶと謂ふ感念ある以上は費用を掛けずして此目的を達することは必ずしも難事でない、いくらも其の道がある、それを終日空氣の惡しき戲場に埋もれ若くは清潔ならざる場所に立入り最も不健康なる遊び方を爲し毫も心身の保養に意を注かない、斯の如きは全く休暇を死用するものにして毫も其効を奏する能はざるのみならず却て有害である、或一米人の繁勞なる事務に從事する者の心得として說く所に依れば

每日毫も變化なく同種類の事務に從事するより人の心身上に及ぼす影響、就中其人をして終に器械的動物たらしむる弊害を防がんと欲せば執務時間以外の時間を勉學と運動とに利用せしむるに如かず、蓋し人類生活の要訣は種々の事物に趣好を有する樣仕向くるに在り、自己の業務は其之に從事する者をして專心之に熱中せしめ亦他事を願みるの遑なからしむるに至る、然れども人生斯の如くなるは頗る不利益にして亦其事業者として成効する所以の道に非るなり、繁

勞なる劇務に從事する者は須らく其執務時間の終了と共に日々執る所の業務を抛ち全く之を忘れ休息時間を利用して讀書運動に費やし翌日再び新鮮の頭腦を以て業務に從ふ樣爲さゝる可からず、然らずんば終に全く刀筆の俗務にのみ熟し若くは一局部の器械的仕事のみに達し亦他に一能なき憐むべき動物と化せんのみ

休息時間を利用して讀書を爲すには如何なる種類の書籍雜誌を讀むも敢て不可なきが如しと雖も、成るべくは其業務に關する參考書を攝き研究するを以て策の得たるものとす、是れ其業務上に關する學理的智識を博め後來之に依りて位地上達の手段となる可ければなり、體育は郊外の運動を可とし各其好む所に從ふべし馬乘自轉車球戲等總て妙なり

一年一回の休暇には成るべく近縣の閑靜なる地を卜し費用小にして靜養に適する場所を擇ふべし、漫りに遠距離の旅行を企て每日數百哩を走るが如きは却て身體を疲勞せしめ一も効あることなし、留意せざる可からず

以上の言は啻に監獄官吏殊に看守に對しては最も有益なる事と謂ふべし、予は茲に大に運動會並に休暇利用の方法を述べて諸氏に忠告せんと欲す

○西洋人は表を調製するとには至極妙を得たり、如何に複雜せる事項でも一表を以て簡明に之を記載し且その記載方も別に之が爲めに時間を要することなし、例へば今回發布せられたる作業日表の如きでも若し西洋人をして作表せしむれば、必ず十日を通じ其の日に至る每にベンを持ち記入を終ゆるの法を採るであらう、典獄室に到れば此日表は常に壁間に懸けられて日々參考に供せられ獨り其當人の就役人員計りを見るのでなしに前日前々日等一目の下に比較對照することを得べく、主任者の記入方も立ちつゝ此揭板に向ひ數字を排列すれば足りる樣になつて居る、此等は一寸一例を示した計りであるが事務の敏捷と作表の巧妙とに由來すること多いのである

○少しく衞生に注意したる監獄に於ては監內所々に痰壺を備へられて居る、此の以外に痰をした囚人があれば固より嚴則を以て處罰しても差支ない、獨り囚人計りでなく看守もまた之に向つて十分の注意を加へなければならぬ、また肺病患者の食器衣類臥具等は各々個人別に爲し置き其の食器の如きは嚴に符牒を以て各自の分を定め置くことが必要である、此痰壺は洽ねく各監獄に採用せられんことを祈る

○英國の監獄は感化手段に於て欠くる所多しとは

米國流の監獄學者の謂ふ所である、が併し英國は兒童敎育强制の法を採て居るから例へば刑事被告人として學齡兒童の入監する者あれば直ちに敎育を加ふることを怠たらない、之を我邦の如き囚人に爲つて始めて敎育を施こす杯と比較して見れば如何にも按分曉のことが分かる、加之階級制の下に於て二級以上囚人には總べて書信の代書を許さない、從てまた二級に達するまでには丁年囚でも文筆の出來ない者には相當の敎育を加ふるのである、此敎育を經た者が所謂二級囚であるから手紙の往復位は出來べき筈である、依つて則ち此の規定を設けられた趣旨が分かるであろう、亦此規定が實際奬勵の一手段と爲つて何れも學事に勉勵すると謂ふ狀況に至つて居る、而して尙此の書信のことに就て謂へば幼年囚の書信は必ずしも一定の制限を守つて居らない事情がある、是れは表面規程に反すると謂へば謂ふが、典獄の妙用は所謂茲に存ずる者であつて兒童の父母へ宛てたる手紙は例外として此書信度數に數へられない、尙兒童に對しては勿論此むを得なければ代書するが、一般の取扱としては成るべく自書せしむるのである、是れか感化上非常なる効を與へる所であつて且父母の書信度數を例外とするのは成るべく兩親と子との關係を密接ならしむる趣旨に成つて居る、此邊の妙味を味へば我國に比すれば感化手段に於て尙勝る所ありと謂ふべしだ、決して無暗に嚴を以て計りが英國の得色でないことを證明するに足る

統計

○明治三十五年二月末日現在全國在監人員府縣別表

區分	三十五年二月末日	同一月末日	三十四年二月末日	前月ニ比較シ 増	前月ニ比較シ 減	前年ニ比較シ 増	前年ニ比較シ 減
刑事被告人	五一、五一一	四九、一三五	五〇、一五一	二、三七六		一、三六〇	
	一〇、三八三	九、四二五	八、八三九	九五八		一、五四四	
懲治人	一七〇	一五二	一三二	一八		三九	
別房留置人	一、〇六六	一、〇五	九四八				
乳兒	一一五	一〇五	一〇〇	一〇		一一八	
合計	六三、二四五	五九、九二二	六〇、一六九	三、三二三		三一五	

區分	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計	三十四年二月末日	比較増減	延人員	一日平均人員
警視	三、七五五								
京都	一、八七七	三二六	一二六	三	一、二一五	一、一六六	△	四、三五二	四、三五二
大阪	三、三〇一	九八六	二七九	八	四、四七四	三、八一〇		一二、四二四	一二、四二四
神奈川	一、九九	二三	一四	一	一、四四一	一、三四九		四、四九九	四、四九九
兵庫	二、二四	四六八	五〇	七	二、七九九	二、四三二		七、三〇六	七、三〇六
長崎	一、〇四	四〇四	四四	二	一、五六六	一、一九五		四、一六二	四、一六二
新潟	九三三	二一〇	三六	一	一、一〇〇	一、〇三九		三、九五七	三、九五七
埼玉	一、一四	二八	一一	一	一、一五四	一、一四七		三、八二二	三、八二二
群馬	一、一二	三一	一〇	一	一、一五四	一、一四二		三、八六八	三、八六八
千葉	八八九	一四六	八	一	一、〇四三	九三八		三、四八一	三、四八一
茨城	一、三五	二六三	一八	二	一、四二一	一、二四三		四、八〇一	四、八〇一
栃木	八七二	二一四	一四	一	一、一一四	九三七		三、八六八	三、八六八
奈良	三五七	六一	一		四二九	六六八	△	一、九八	一、九八
三重	九三九	二八	四	一	一、一一二	一、一九八	△	三、八八	三、八八
愛知	二、〇二一	三〇九	三	四	二、三二七	二、三九一	△	七、八四	七、八四
靜岡	九四三	一九九	一〇	二	一、一五四	一、一〇五		三、四九二	三、四九二

○明治三十五年二月末日現在全國在監人員府縣別表

區別	山梨	長野	岐阜	靜岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	德島	香川	愛媛	高知	福岡
一日平均收容人員	五五四	九一一	一、三一七	一、一〇一	八一七	一、一四一	五九四	一、一四一	三、一四一	一、一四一	四一一	三一三	五九二	六六九	一、一四一	一、一四一	一、一四一	六六〇	六六五	一、一〇三	八一七	一、一四一
一日平均收容人員	一	三	九	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一日平均收容人員	一	三	九	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一日平均收容人員	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一日平均收容人員	一	一

○明治三十五年一月末日全國四人刑名別

刑名	本年一月末日現在			本年一月末日現在	前月比較		前年同月比較	
	男	女	計		増	減	増	減
無期徒刑	九三六	五九	九九五	九七五	二〇		二	
有期徒刑	三、一一二	二六一	三、四七三	三、四七八		五		五
有期流刑	五		五	五				
重懲役	三、七〇二	六〇二	四、三〇四	四、三三七		三三		三三
輕懲役	三、一〇七	三〇九	三、四一六	三、四一二		四		四
重禁獄	一〇		一〇	一〇				
輕禁獄	二		二	二				
五年以上	一、七八七	二七	一、八一四	一、七三七	七七		七七	
五年未滿三年以上	五、三九六	一二二	五、五一八	五、四六九	四九		四九	
三年未滿一年以上	九、三二〇	三四七	九、六六七	九、六九七		三〇		三〇
一年未滿六月以上	五、六八八	二五八	五、九四六	五、九二七		二六		二六
六月未滿一月以上	一一、七三〇	八四七	一二、五七七	一〇、六五七		一、九二〇		一、九二〇
一月未滿	一、七六八	一六四	一、八四二	一、五二八		三一四		三一四
計	三五、五九九	一、七六五	三七、三六四	三五、〇六〇		二、三〇四		一、五二〇
三年以上	三		三	二	一			
三年未滿	三一	一	三二	二八	四			

○一月分控訴院所在地の上訴人員調

控訴院所	新上訴人員				月末現在上訴人員				前月比較		前年同月比較	
	區裁判所	地方裁判所	控訴院	上告被疑	計	廿四年十二月	十一月	十二月	十一月	十一月	十二月	十一月
東京控訴院管内	六	一三	二	一	一八	一三	一五	一四	一四	一	一	一
大阪控訴院管内	一	一八	一		一九	一五	一四	一四	一			
長崎控訴院管内	一	一一	一		一二	一〇	一〇	一〇				
名古屋控訴院管内		五			五	四	四	四				
宮城控訴院管内		三			三	三	三	三				
廣島控訴院管内		二			二	二	二	二				

刑名	輕禁錮				拘留	懲罰	笞刑	合計	
	一年未滿一月以上	六月未滿一月未滿	計	留置				初犯	再犯以上
東京控訴院管内	四三	一九五	六九四	九六六	七三六	八	二九	一九五五七	二八、七五五
大阪控訴院管内	三	一五	六四	九六六	七三六	八	二九	一九五五七	二八、七五五
長崎控訴院管内	一	一	三九	五〇	一六〇			二、二四九	九五七
名古屋控訴院管内			四					一、八〇六	二、七一二
宮城控訴院管内								二、一八〇	二、八四九
廣島控訴院管内								二、一八〇	二、八四九

刑名	在監ノ囚徒ヲ他ノ監獄ヘ押送未濟	月末現在上訴人員 廿五年一月	廿四年十二月	十一月	前月比較 十二月比増	十一月比減	前年同月比較 十二月比増	十一月比減
東京控訴院管内	一	一九	一八	一七	一		一	
大阪控訴院管内	一	一九	一八	一七	一		一	
長崎控訴院管内		一一	一〇	一〇				
名古屋控訴院管内		四	四	四				
宮城控訴院管内		三	三	三				
廣島控訴院管内		二	二	二				

○二月分控訴院所在地の上訴人員調

新上訴人員		地方裁判所	控訴院	上告裁判所	計	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	明治三十五年明治三十四年一月十二日ニ比シ増減	控訴院所在地ノ監獄へ押送未濟ノ者	月末現在上訴人員 明治三十五年一月十二日	明治三十五年明治三十四年一月十二日ニ比シ増減
東京控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	六	一	一	八	一四一	△ 九	×	七	△ 二
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	一八	二	一	二一	一四一	△ 九	×	七	△ 二
	計	二四	三	二	二九	二八二	△ 一八	一八	一四	△ 四
大阪控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	四	一		五	二四二	△ 二	一	一二	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	二八	四九		七七	二四二	△ 二	一	一二	△ 一
	計	三二	五〇		八二	二四八	△ 四	一	一三	△ 二
長崎控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	三			三	二一六	△ 一		六	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	一二	一		一三	二一六	△ 一		六	△ 一
	計	一五	一		一六	二一八	△ 二		七	△ 二
名古屋控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	二			二	二一六	△ 一		六	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	七九	一〇		八九	二一六	△ 一		六	△ 一
	計	八一	一〇		九一	二一八	△ 二		七	△ 二
宮城控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	一九			一九	二一八	△ 一		六	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	八七	一		八八	二一六	△ 一		六	△ 一
	計	一〇六	一		一〇七	二一八	△ 二		七	△ 二
廣島控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	一〇			一〇	二一六	△ 一		六	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	七一	一		七二	二一六	△ 一		六	△ 一
	計	八一	一		八二	二一八	△ 二		七	△ 二
北海道控訴院管内	明治三十四年一月ニ比シ増減	一			一	二一六	△ 一		六	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	六二	一		六三	二一六	△ 一		六	△ 一
	計	六三	一		六四	二一八	△ 二		七	△ 二
合計	明治三十四年一月ニ比シ増減	一〇	一	一	一二	一一二八	△ 五	×	三四	△ 一
	明治三十五年一月十二日在ノ監獄へ押送未濟ノ者	六二九	一〇五	三	七三七	一一二八	△ 五	×	三四	△ 一
	計	六三九	一〇五	三	七四四	一一二八	△ 五	×	三四	△ 一

× 印ハ數滯獄押送未濟ノ者ナリ

（イ）印ハ上告破毀ノ上他ヘ移スノ言渡アルモ月末押送未濟ノ者ナリ

雜報

○三十五年度豫算に就て

從來地方監獄經費は典獄以下判任官の俸給諸給及北海道沖繩小笠原島の監獄費等を除くの外地方費の支辨に屬したるを以て地方經濟貧富の程度如何又は各地方種々の事情等に依り監獄經費頗る衡平を得さるもの少しとせす是れ吾人監獄事務に從事する者の齊しく認むる所の事實にして監獄費の國庫支辨に移りし以來之が矯正の極めて急務なること又齊しく唱道する所なりと誰も未た充分に全般の狀況を知悉せさるのみならす從來の行掛上急遽の變動を來し治獄上支障を生するの虞あるを以て已を得す現狀を維持するに努めしは又便宜の策に外ならす然るに監獄の改良統一は監獄費を國庫支辨に移す唯一の主旨なるを以て實際必要の範圍にて漸次矯正の歩を進むることまた極めて必要なりとす予輩は茲に三十五年度地方監獄經費豫算配當并仕拂上注意を要する事項に就き一二言以て當局者の參考に資せんとす

一奏任俸給は現員現給に依り其殘余は姑く之を留置とし他は典獄俸給に異動ある場合に配賦せらるへき筈なりと云ふ是れ奏任俸給は他に流用するとを許さゝると同時に不足の場合は增加するか故に定額を以て配賦せさる主旨なりと云ふ

一判任俸給中書記看守長の俸給平均額は從來十八圓五十錢なりしを二十四圓五十錢に增加したると同時に其定員を減少せられたり而して其配賦は地方の情況に依り尙ほ屬警部裁判所書記等と可成權衡を保たしめ特に各監獄總て前年度實額に比し增俸の余地を存せしむるの主旨に依り二十五圓二十四圓の二等に分ち配賦せられたりと云ふ

一休職俸給中典獄の分は現任額を配賦し尙ほ判任官の休職俸は三十三年四月一日以前及三十四年三月定員改正の爲め休職を命せられたる者に對しては實際支給額に依り特に配賦せらるへきも其他の休職者に支給すへき休職給は總て判任俸給定額內に於て支辨すへき筈なりと云ふ

一廳費は寒暖又は物價の高低職員本支置并在監人員等の多寡最近三ケ年分實費等を標準とし特に馬車醫療器械防火器具等の新設補充等を認め尙ほ各目に就き最近三ケ年分實費又は前年度豫算を斟酌して配賦せられたりと云ふ地方に依りては前年度豫算に比し著しく減額を見るものあり右は今般行政整理の爲め約二割を減少せられたる

結果にして實際已を得さるものなるを以て更に増加の余地なきに依り此際に於て一層事務を管理に處理するの方針を取るは勿論にして充分節約を加へ配賦額内を以て辨給するの覺悟なかる可からす

一修繕費は最近三ケ年分の實費要求額を斟酌し配賦せられたる由にて災害等避く可からさる事故の爲め臨時修繕を要する場合の外は配賦額内に於て緩急適宜の處置を爲さゝる可からす

一旅費(1)内國旅費は前年度配賦の標準に基き配賦せられたる由なり而して所轄支署又管内警察署留置場の巡閲は治獄上最も必要にして特に本年法律第十一號を發布せられたるに依り警察署内留置場の巡閲は最も注意を怠らさることなるへし(1)押送旅費は最近三ケ年度實費に基き配賦せられ實際不足を生する場合は特に増加せらるへしと云ふ

一雜給及雜費(1)看守以下官吏の配置は勅令又指示定率に依り萬已を得さるもの、外は前年分に於て特置せられたる範圍に止められたるを以て豫算在監人員減少の結果多少の減員を見るに至れり一層事務の管理整理を努めさるへからす(2)從來傭人料より支出せし炊事掃除看護等に使役する囚人の傭工錢は一切支出せさることゝなりたる之か費用は削除せられたり然るに茲に注意を要するは使役の定員及料定工錢にして其適否は經費に影響を及ぼす慮からさるのみならす一面監獄收入に關係すること又大なるへきに依り本省に於ても一定の率を指示せらるゝ筈にて目下調査中なりと云ふ此際に於ては可成從來の程度に据置くこと便宜ならんか(3)看守制服及帶具費は前年度と同一の方法に依り配賦せられたり而して冬服外套等に用ゆる絨の地質は從來區々に渉り隨て其價格に高低甚しきものあり右は役業の種類等多少保存上に關係するも要するに一定なる供用期限の下に於て彼是甚しき徑庭あるは衡平を失するを免からさるに依り適當の品質に一定せらるゝやに聞く(4)傭人被服費は女監取締、押丁及傭人等の被服にして規定あるもの、外は一切給與又は貸與せす又給與品貸與品に要する費額は一定の率に依り支給配賦せられたるに依り其上増額を許されさる筈なりと云ふ(5)以上の外雇員及傭人料其他の諸給與幷雜費等は何れも増加を許さゝるを以て配賦額内に於て支辨するの覺悟なかる可からず

一在監人費(1)食料費は豫算在監人員に依り凡そ其一割五分を留置實際の不足に對し更に増加配賦せらるへしと云ふ而して其一人一日平均食量は

五合八勺六才乃至一才六才代は一錢五厘の程度に於て増減處理するは勿論其役業の種類及各箇人の食量等を審査し炊き出し又臨爨等を生せしめさる樣最も注意すへきことならん(2)被服買は豫算の幾分を留置き設備程度の規定に依り不足の分は是に増加配賦せらるゝ筈なりと云ふ(3)就役費は監獄用に供する必要に依り之れか材料器具類を要すへき費額にして將來直ちに相當科目より支出すべき費額にして將來直ちに相當科目より支出の豫算なりし爲め不足を生するもの等は更に増加配賦せらるゝ筈特に經費節約上各監獄の間に於て素品の供給工場の設備其他製作上に便利を有する地方に在ては努めて他の監獄の需用に應する爲め之れか素品に要する費額は特に増加せらるへしと云ふ(4)食器其他囚人直接使用の器具類の完否は置囚上は勿論經理上に關係すること尠なからさるに依り之れか設備形式等を一定ずるの必要ある爲め目下其筋に於て調査中なりと云へは萬已を得さるもの、外は暫く之れか新調を見合す方便宜ならんか

一臨時部營繕費は豫算を配賦せす本年度に於て起工すへき個所を指定し更に圖面設計書費用内譯書等を添へ起工幷豫算の配賦を申請せしむる筈なりと云ふ尤も營繕工事は囚人に適當なる作業を與へ經費の節約を計る爲め可成囚人の勞力を使用する方針を取るは監獄經理上適切なるものはあるに依り各監獄官司業に於て相應の營繕夫を設備するの最も必要なりと信す

右各項に於て監獄經費の配賦及其施行方法に就て其要領を記述したるに過きされとも他は之を推知するに難からさるへし而して尚ほ茲に一言せんと するは地方監獄費を國庫支辨に移す當時にて監獄經費及收入額を或る程度に於て協定せられたる由にて監獄收入の増減は監獄經費に影響を及ぼすことなるを以て一種の特別會計なることを忘る可からす故に其經費の節約を努むると同時に收入の増加を計るは當局者の責任なりと信す特に監獄改良の事業は今尚ほ中途にあるを以て隨て諸般の費用を要するは數の免れざる所にして經費に於て必要なる費用の増加を要求せんとすれは一面作業を奮勵し工錢額を増加する等監獄收入の増加を計り監獄改良事業をして中途に頓挫することなく適當に發達せしむること偏へに希望の至りに堪へす

○逃走及上訴取下の場合に於ける刑期計算方

從來囚人逃走の場合に於ける刑期計算方は逃走の日を刑期に算入し捕獲の日を算入せざる例規なり

しが、今回逃走捕獲の日共に刑期に算入することに決せられ其節より檢事局に向て右の旨を通牒せられたりと謂ふ

又刑事被告人上訴を取下けたるときは其の取下にして上訴期間内と其の期間外とを問はず總て取下受理の日より刑期を起算することの先例なりしが被告人の上訴期間内に上訴を取下けたる場合に於ては刑期は前審判決宣告の日より起算すべきものと改められ其の旨を檢事局及府縣長官へも通牒せられたりと謂ふ

○囚人齒磨楊子使用の件

囚人にして自費を以て齒磨揚子の購求使用を願出てたるときは許すも差支なき旨一般に通牒せられたる所にして獨り外國人のみならず一般の囚人に對して之が必要を認めたるときは許すも差支なき趣旨なりと謂ふ

○作業規程の解釋一束

作業規程に習熟期は凡そ一百日以内を以て定むべしと謂ふは大体の標準を示したる迄にして一百日以内に習熟し能はざる業種に在りては相當の期間を與ふべきものとす

作業に依り依托者の身体又は足跡を測度するを要するときは無論第二十五條の除外例なり

第三十條第二項に依り作業主任書記より報告せる切屑鋸屑等殆んと無價に均しき物品と雖も物品會計官吏をして保管出納せしむるものとす

日課表の記入は看守女監取締の所掌なれども便宜授業手等に補助せしむるも差支なし

委託業は官司業の一種とす從つて統計報告の内官司業の部分の内に記載せらるべきものなるべし

○在監人被服臥具の設備

在監人被服臥具の設備に就ては從來各監獄區々に渉り不都合尠からざるを以て左の如く設備程度を一定し通牒を發せられたりと謂ふ

在監人被服臥具設備程度

品目	定數	毎年度補充數	綿	綿入長衣	定員百人に付定數の	一二五分の一以内	全	同	短衣	全	同	短衣	全	給	長衣	全	同	短衣	全	給	長衣	全	單	長衣	全	同	短衣	全	全	短衣	全	襦袢	全	給	股引	全	單	股引	全	前	垂	全	帶	全	褌	全	手	巾	全	蒲團	全	夏	布團	全
						一三〇分の一以内																																																			
						一二五分の一以内																																																				
						一四〇分の一以内																																																			
						一五〇分の二以内																																																			
						一三〇分の一以内																																																			
						一二五分の一以内																																																				
						一四〇分の一以内																																																			
						一五〇分の二以内																																																			
						一三〇分の二以内																																																			
						一五〇分の二以内																																																			
						一三〇分の二以内																																																			
						一五〇分の二以内																																																			
						一三〇分の二以内																																																			
						一二〇分の一以内																																																			
						一五〇全數以内																																																			
						一三〇四倍以内																																																			
						一二〇分の一以内																																																			
						五分の一以内																																																			

敷蒲團	全	同	同	同	同	二
毛布	全	八百匁以内	六枚	五枚	四枚	巾
蚊帳	監房百房に付一一〇	冬 七枚 夏 二枚	冬 六枚 夏 二枚	冬 五枚 夏 二枚	一枚	

備考

一　定數は當該年度豫算在監人員に基き赭色の衣類臥具に對しては囚人の數に依り淺葱色の衣類臥具に對しては刑事被告人（最近三ケ年度平均貸與人員）懲治人及別房留置人の數に依り算出するものとす其男女の區別あるものに對しては各其人員に依り算出するを要す

一　本表に記載なき物品又は特別の必要に依り設備する屏當、胸當、膝當及び足袋の類に係る定數及補欠數は實際の狀況に依り之を定むるものとす

一　襦袢、帶、褌、手巾及女服等にして監房用と就役用とを別異しある地方は本表の定數に其人員の全數を增加することを得

一　役業の種類に依り特に定數の增加を要するものは本表の定數に五割以内を增加することを得

一　敷蒲團は病者又は刑事被告人に限り貸與するものとす但第一區に係る地方は極寒の季節に限り一般に貸與することを得

一　毛布は外國人に限り貸與するものとす但現在設備ある地方にあつては現在品に限り一般に貸與することを得

一　現在設備しある衣類臥具の綿量及布數にして本表の制限に適せざるものは其改造に至るまで現在の儘使用することを得

一　綿量地方區別左の如し

一區　宮城集治監　北海道集治監　新潟縣　茨城縣　栃木縣　山梨縣　長野縣　宮城縣　福島縣　岩手縣　青森縣　山形縣　秋田縣　北海道廳

二區　東京集治監　警視廳　神奈川縣　埼玉縣　群馬縣　千葉縣　愛知縣　靜岡縣　岐阜縣　福井縣　石川縣　富山縣　鳥取縣　島根縣　京都府　大阪府　兵庫縣　奈良縣　三重縣　滋賀縣　岡山縣　廣島縣　山口縣　和歌山縣　德島縣　香川縣　愛媛縣　高知縣

四區　三池集治監　長崎縣　福岡縣　大分縣　佐賀縣　熊本縣　宮崎縣　鹿兒島縣　沖繩縣

○愛知縣主催關西地方典獄協議會（前號の續）

協議事項

第一號　各縣階級制度を設け其規定を同一ならしむること

理由　縣の多數は既に此の設けありと雖も各其規定を異にせるを以て處遇上區々に渉り甲乙間囚人を移送する場合の如き殊に不都合を見るに由る

第二號　現今多くの監獄に於て囚人の行狀に依り階級を設け多少處遇を殊別するものあり區々に流るのみならず其方法も亦相同しからざるを以て之を一定しては如何（第一號按併議）

（決議）　囚人に階級を設け其處遇を殊別するは因より良法にして其利益あるを認むるも現下各地監獄の構造、設備等相同しからざるを以て同一の規定を以て之を律するは事情の許さゝる所あるにより各々適宜にすること但し各縣階級法施行手續を交換し又改正の都度通牒すること

第三號　三十年勅令第七號により減刑せられ再度入監せし者に對し養子奥者として其處遇を異にするとせざる向あり各縣區々に

渉るや如し此際之を一定するの可否

（決議）　特別の處遇をなさゝること

第四號　看守女監取締の提出する報告簿の樣式を別紙第一號樣式の如く定むるの可否

（決議）　各縣に於て施行しつゝあるものを次期の會同に提出協議し暫く一定せざること

第五號　在監人貸與規程により行狀視察及整理上左の事項一定の必要を感ず

看守及女監取締は在監人の行狀に就き報告簿の記入及び提出は臨時必要の外は每月一回之を行ふこと但刑期及び滯獄期二ケ月已下のものは出監時に於て記入提出せしむること

看守長に於て身分行狀錄の記入は二ケ月に一回とすること但し刑期滯獄二ケ月已下のものは出監時に於て記入のこと

（可決）

第六號　雇員、校業手等暑中休暇日數を一定しては如何

（決議）　暑ほ一定するを可とす其標準は雇員は一般官吏の例に按業手は看守休暇概則の例に準ずること

第七號　炊夫、掃除夫、看病夫の給料を概ね二二級に分ち一定するの可否

第八號　炊夫、看病夫、理髮夫、掃除夫の工錢を一定すること（第七號案併議）

（決議）　炊夫、看病夫の給料は前年度の平均工錢の倍額を基礎とし几そ二割を增減したるものを以て三等又は四等に分ち掃除夫は當分一定し雇し、理髮夫は撤回

第九號　在監人給與衆代を概ね一二級に分ち一定するの可否

（決議）　當分一定し雇し

第十號　綿入長衣、同短衣、袷長衣の數を左の如く一定しては如何

在監入寢具定員の二倍	
同	三倍
同	一倍半

同	襦袢	同	二倍
同	給股引	同	三倍
單	長衣	同	二倍半
同	短衣	同	四倍
同	股引	同	四倍
襦袢	兼	同	二倍半
帶		同	四倍
腰	卷（女囚に限る）	同	四倍
前	垂（女囚に限る）	同	四倍
手	拭	同	四倍
蚊	帳	監房數の	一倍半

（決議）左記修正の通り一定す

給入長衣		在監人役算定員の五割增	
同	短衣	同	二倍
給	長衣	同	五割增
同	短衣	同	五割增
給	股引	同	三倍
單	長衣	同	二倍半
同	短衣	同	三倍
同	股引	同	三倍
蒲團	幷	同	三倍
蒲團	圖	同	夏、冬共三割增
帶		同	二倍半
襦袢	兼	同	四倍
腰	卷（女囚に限る）	同	四倍
前	垂（女囚に限る）	同	四倍
手	拭	同	四倍
蚊	帳	監房數の	一割增

第十一號　放免者の領置金を保護の爲め其住居地に郵送するの利害如何

（決議）有益と認むるを以て必要の場合に郵送すること

第十二號　領置物品を基幅に記入するに當り其機有品は記幅領置の手續をなし整理するを穩當とするや將又實際領置の場合に記幅するを穩當とするや若し區々たらば隨め一定しては如何

（決議）監房に携帶の物品も總て登記するものとす

第十三號　客年九月司法省監甲第二九一號を以て通牒せられたる作業整理に關する事項第二によれば看守以下傭人被服を調理するに當り其主要材料購買費は直に相當科目より支出云々とあり然るに看守夏服地に付ては多數の看守の監獄に在ては年度開始直に原系織立をなすも到底供與期日迄に調理し難きにより商人より織地を購入するの外途無之右は不經濟に付該白小倉織立に限り該用の前年度に於て從前の通り工業材料費にて織立を爲し相當科目へ買上出來得る機除外例を設けらるゝ樣其向へ申込のこと

（可決）

第十四號　司法省監甲第四〇二號に基き被監親人を居住地最近の監獄に移送する場合は監獄署へ押送するを穩當とするも若し住所地支署に近接するときは便宜其署に直送することに一定しては如何

（可決）

第十五號　刑事被告人より電報其他至急を要する發信をなさむとするとき裁判所の檢閲を求むる爲め特使を發せざるへからず此場合に於て該特使賃は發信者をして自辨せしむへきや否一定しては如何

（決議）官費即ち小使に依るを相當とす

第十六號　逃走囚人の人相住所姓名年齡は其都度相互通知かなし

（可成寫眞を添へ以て發見を容易ならしむることにしては如何）

（以下次號）

○本會茶話會

本會月次會は毎月第三土曜日を例會と定めしも、時恰も司法官會議の際なるを以て今回は之を繰上げ本月七日を期し例會を催ふしぬ、當日は殊に春雨蕭々、外出に惱むの日なるにも拘はらず、万忙を排して特に司法官諸氏の來臨を得たるは誠に本會の喜に禁へざる所なり、來會者殆んど百五十名會頭の挨拶あり終つて藤堂檢事長の演說ありて午後六時頃茶話該に移り七時散會（演說筆記は本誌論說欄內に揭載す）

○二月茶話例會

同例會に就ては前號に記載したることもあれば最早今日と爲つては十菊の感なきに非ずと雖も約を履み且警監學校第三期卒業生訣別歸任とクルーゼン講師の歸國とを兼ねたる肝腎の例會のことなれば紀念の爲め茲に諸士の演說を揭げ以て參考に供す

生徒總代諏訪善太郎君挨拶

生徒一同に代りまして一言御挨拶を申上げます、本日は我々學生に於きまして既に學校を卒業致しまして、不日夫々任地に歸りますることになりまする所から、互に一年間苦學をしました所から今日を期しまして祝宴を開きます、それに就きまして是まで段々御世話になりました御方々に對しまして聊か粗酒を差上げ且つ御講演を拜聽致したいと存しまする所から御出でを願ひました所が幸に皆さん御承諾下さりまして斯く御來臨を辱ふ致しましたことは一同の深く光榮と致しまする所でございます、殊に段々局長閣下を始めとし小河事務官其他の方々に於きましても御懇切なる御言葉もあり且つ感謝する次第でございます、實に一年と云ふ月日は長いやうではございますが、學科其ものから申しますと甚だ短日月であらうと考へます、其短日月であるに拘らず、我々が兎に角此業を了へまして、卒業の名譽を荷ふて夫々任地に歸ることになりましたのは畢竟各先生方の御懇切なる御敎授に外ならぬ次第でございまして、一同此事は深く感謝し謹んで茲に御禮を申上げます、御禮は最後に申しまするとは本日此會を開くことに就きましては此監獄協會の委員の方々の非常なる御盡力に與り且つ種々なる御助力に依りまして此盛會を見るに至つたのでございまして、是も一同の深く感する所でございます、一寸一同に代りまして御禮旁御挨拶を申上げます

ドクトル、クルーゼン君挨拶

私の最も敬愛する所の諸君、本日は諸君が、殊に學生諸君が御卒業になつて、夫々御歸任になると云ふことで御宴會を御開きになるに就て私を御招待下すつたことは誠に感謝する所でございます、で此際に監獄協會の會長から何か演說して諸君の御參考になるやうにと云ふことの御囑托を受けて居りますから、私が諸君に御訣れ致しまする此機會を利用致しまして、何か御話致す考でございましたけれども、御承知の通りモウ歸國の期が迫つて居りまするので種々行李を纏める必要がございまして、今日諸君に向つて御話をすることに就て實際調べることの時を持ちませぬで、御參考になることを御話申すことの出來ませぬのは誠に殘念に考へます、併し第一に今日諸君に向つて御招きに與つたことを謝し、尙又此際に於て諸君に向つて大に謝辭を述べなければならぬことがありますから、其事を一言申上げる積りであります、回顧致しますれば私が貴國政府に傭はれまして就任致しまして、或は學校敎師として或は獄務の顧問として働いて居りました間が二年と四ケ月になりまして、此間に於て特に監獄所屬の官吏諸君から種々なる友愛を蒙りましたことは、私が長く記憶する所でございます、殊に又諸君に對しては親密なる關係を此一年間に結びましたのでありまして、諸君に對しては特に厚き友誼を感謝致さなければならぬのであつて、諸君と私の交情は是まで保つた如く將來に於ても決して忘れぬ考であります、尙ほ時に私は監獄協會の爲に一言を致したいのでございますが、日本の監獄官吏社會の諸君が集つて斯う云ふ見事なる會を組織になつて居ると云ふことは、實に私は滿腔の同情を表して居るのであります、畢竟此監獄官吏と云ふものは非常に他の國家の官吏と違ひまして勤勞の多い、暇の少ない、責任の重い事務に就て居りまする故に、一層此協會の如きは必要を感ずるのであります、毎月一回此茶話會を開いて互に此の美しき半日を此會場に寄つて懇話し、又斯道の爲に研究すると云ふのは一方では互の慰みになり、其慰みが又種々の利益になると云ふことで、殊に斯う云ふ繁劇なる獄務に從事して居る官吏に取つては最も必要で、協會の前途の爲に益〻隆盛を祈るのであります、尙ほ協會に就ては是まで屢〻述べたこともありますが今申上げた通り、協會の將來倍〻隆盛を期するに就ては私の歸國の後も種々音信も致したし、又此協會のことに就てはあちらの監獄官吏即ち同僚の者に話しましたならば、非常に喜び且つ日本でも斯の如き美しき會のあることを聞いたら欽羨の情を起すであらうと思ひますので、私は歸國致しましても會の利益ある參考となるべきことは報道を怠らぬ積りであります、で私が此二年四ケ月の間は私の生涯に於て最も美しき愉快の生活であつて終生忘れることは出來ないのであります、私は是から一旦歸國致しまして尙ほ支那の方に參る積りであります、支那の方に參りましたならば日本とは一葦帶水の所に居るのでありますから、何れ來年の夏或は秋になりましたならば賜暇を得て日本に御客として參りたい考で居ります、其御客として參りました時分は必ず協會に諸君が御集りの機會もあるであらうと思ひます、其時分に又列席の榮を得て親しく諸君と御話することが出來たならば誠に愉快なることと信ずるのであります、尙ほ最後に此所に御集りになつて居る方を始めとして監獄同僚諸君から結構なる贈物を戴いたのでありますが、誠に私の感謝に堪へぬ次第であつて、此品物を私が家の寶として永く保存すると共に、決して是まで諸君から蒙りました友情を忘れず、又諸君と永く土地は離れて居りましても心の交通と云ふものは私は前日と少しも變ることなく、紀念品を紀念して居ると共に諸君のことを紀念して、永く忘れぬ積りであります、茲に諸君に御訣れに臨んで一言御禮を述べて置きます、（拍手）

小河副會頭挨拶

本日は諸君が學校を卒業になりまして、御歸りになりまするに就て、私も此會に御招を蒙りまして甚だ光榮の至りに存じます、又私は講師として學校に在つて一年間御世話になつたのでありますから、別して諸君が無事に御卒業になつたとは大に祝意を表しなければならぬ次第であります、私は其御挨拶を一言致しますると共に監獄協會を代表致しまして御挨拶を申上げたいと思ひますが、御承知の通り協會は諸君の御在學中直接間接に成べく諸君の御便宜になるやうに是までもして來た積りでありますが、自然不行屆のことも澤山あつたらうと考へます、併し協會と致しましては盡せる丈の力は盡した考へで居りまする、此事は諸君も御了知を願ひたいと考へます、又協會として諸君が無事に御卒業になりまして御歸任になると云ふことは非常に祝意を表しなければならぬ次第と思ひます、で一寸協會に代りまして一言祝辭を述べたいと思ひます、尙ほクルーゼン敎師が特に私に斷つて歸りましたのでありますが、是非諸君の御祝宴に陪して親しく御禮を申したい考でありましたけれども、先刻申しました通り非常に荷物片付などで多端であるのみならず、是からまだ一二軒

行かなければならぬ所もあり、又夕刻から獨逸公使館に招かれて居るので何分此所に止まつて居ることが出來ないから厚く諸君に御禮を申上げて呉れと云ふ傳言を遺しまして先刻歸りましてございますから此段を申上げて置きます

久保田監獄局長挨拶

今日は諸君の御招きに與りまして誠に面目ない仕合でございます、此度は諸君が學校に於きまして相當の課程を了へられて、不日任地に御歸りになりますることに相成りまして、誠に喜ばしき次第でございます、御承知の如く何事も凡ての事を爲しまするには、第一に學識の必要なることは申すを俟ちませず、之に就きましては其筋の經驗を重ねることが最も必要なことでございまして、學識と經驗とは凡ての事業に取りまして恰も車の兩輪の如き關係を持つて居ることでございませうと心得まするのでございます、此事は此監獄の事業に就きましても其必要なることは無論同一なことでございまするが、然るに諸君は多くは是まで既に長く監獄の事業に從事致されまして、加ふるに此度學校に於きまして課程を了へられたことでございますれば、既に監獄の事業には相當の御經驗あり、之に加ふるに學識を備へられることになりましたのでございます、今日此監獄の改良を促しまするとの最も急なる場合に遭遇致しまして、此の如く多數の學職經驗共に備はりました良司獄官の儕かに相增しましたることは、誠に國の爲に賀すべきことでございます、唯願くは諸君が御歸任の上は益々忠實に倍々勤勉に着々此學識と實務を應用を致されまして、將來此監獄の改良の上に著しき効果を奏されまするることを偏に希望致しまする次第でございます、御挨拶旁々一言を述べまして、且つ諸君が將來益々御健康にあり、益々御幸福にあらむことを希望致します、

○二月中特赦人名

上申官廳	特赦放免月日	勤續月日	實役服役年月	特赦理由	罪名	刑名刑期	氏名
神奈川縣典獄	一月廿一日	一月廿九日	三四年餘	改悛ノ情顯著ニ付減訴	嬰兒殺	輕懲役六年	齋訪岡キク
盛岡地檢事正	同	同	一三年餘	同	同	重懲役九年	小林サイ
同	同	同	同	同	同	同	千葉リエ
同	同	同	同	同	同	同	島山ハナ
新潟縣典獄	二月三日	一月廿一日	二二年九月	同	爆發物取締罰則違反	重禁錮五年	武田結作
兵庫縣典獄	同	同	三五年餘	同	嬰兒殺	重懲役九年	森田ヒサエ
盛岡地檢事正	二月六日	二月三日	一三年餘	同	同	重懲役十年	佐々木トク
兵庫縣典獄	二月八日	二月六日	三六年餘	同	放火	重懲役九年	清水ほつ
同	同	同	三五年餘	同	嬰兒殺	輕懲役六年九月	井上重太郎
島根縣典獄	二月十日	同	三四年餘	同	毆打致死	輕微役六年	瀧嘉市
高知縣典獄	二月十四日	二月八日	二	同	嬰兒殺	重懲役九年	西岡梅於
宮崎縣典獄	二月十二日	二月六日	一三年餘	同	同	同	野崎イト
京都府典獄	二月十五日	二月十二日	三四年餘	同	放殺未遂	輕懲役六年	倉内民五郎
高知地檢事正	二月十九日	同	三六年餘	同	嬰兒放殺	輕懲役七年六月	森永趨
新潟縣典獄	二月廿一日	二月十九日	二三年七月	同	爆發物取締罰則違反	輕懲役七年	櫻井市作
同	二月廿二日	同	二	同	同	同	瀧水文次郎
岡山地檢事正	同	二月二十日	二三年餘	同	嬰兒放殺	重懲役九年	鵜塚サヲ
同	同	同	無	同	同	同	田邊コト
宮城控檢事長	二月廿三日	同	一	同	同	同	川村春松
兵庫縣典獄	二月廿二日	同	一四年餘	同	嬰兒謀殺	有期徒刑十二年	大坪みさ
新潟縣典獄	二月廿四日	同	一三年餘	同	同	重懲役九年五十圓ヤス	
山形縣典獄	二月廿八日	同	一	同	嬰兒放殺	同	佐野きくの
群馬縣典獄	同	同	一	同	放殺同	同	小島リン

前橋地檢事正　二月廿八日　二月廿六日　無　四年餘　改悛ノ情顯著　殺　情狀諒　嬰兒故殺　重懲役九年　伏島キミ
京都府典獄　同　同　二十一年餘　同　嬰兒謀殺　有期徒刑十五年　木下うた
同　同　同　一十年餘　同　謀　殺　同　朝倉つや

○二月中假出獄者人名

出獄月日	上申官廳	認可月日	判決年月日	罪名	刑名	刑期	氏名
二月一日	東京集治監	一月廿一日	廿七年十一月十六日	謀殺	重懲役九年	小坂四三郎	
二月二日	長崎縣	一月廿九日	三十年四月廿六日	約束手形偽造	輕懲役六年	千島福八	
二月四日	鹿兒島縣	一月廿一日	廿三年十二月廿二日	謀殺	有期徒刑十五年	久木田チヨ	
二月五日	山梨縣	二月三日	二十九年六月十二日	同	輕懲役七年六月	道村金八郎	
二月六日	長崎縣	同	三十年六月二十九日	歐打致死	輕懲役六年	古賀一次郎	
二月八日	東京集治監	二月七日	二十八年二月十二日	放火重懲役九年	染谷常吉		
二月十一日	新潟縣	同	廿九年四月六日	歐取取委托物費消等	輕懲役七年六月	藤田季藏	
二月十六日	福島縣	二月十三日	二十九年十月十四日	官文書偽造	輕懲役六年九月	申島勇治	
二月廿日	新潟縣	同	廿八年三月六日	放火重懲役九年	吉田モク		
二月廿八日	長崎縣	同	二十二年五月十五日	監守盜重禁錮四年六月	高瀨常儀		
同	東京集治監	二月廿六日	廿六年五月二十七日	謀殺	重懲役十年六月	小林甚藏	
同	千葉縣	同	二十九年六月十三日	謀殺	輕懲役七年六月	山下松次郎	

○諸星來徃

○大分縣外三縣へ出張を命ぜられたる山上事務官は客月二十四日歸京
○愛知縣外六縣へ出張を命ぜられたる眞木事務官は客月二十七日歸京
○京都へ出張を命ぜられたる小河事務官は本月九日出發同十二日歸京、十四日再び富永屬を隨へ東北地方へ出張せらる
○北海道集治監荒木分監長は客月十五日上京、同三十一日歸任
○武村遞賀縣典獄は客月廿六日上京、同卅日歸任

○事故錄　自三月十一日　至四月十日

三月十一日　警監學校講師クルーゼン氏横濱解纜歸國の途に就く
同　十五日　茶話會を開く
四月七日　茶話會を開き上京中の司法官を招待す、會する者百五十名、朝來の雨天、會場の狹隘共に困難を極む
同　八日　三池集治監に於て有期徒刑十五年囚中井辨吉同十四年囚原田治佐吉を毆打し死に致す原因は鷄姦紛紜に基するもの、如し

法令

○司法省第四號

明治三十五年法律第十二號ニ依リ監獄費ヨリ北海道地方費及府縣ニ償還スヘキ費額ハ一人一日ニ付金貳拾錢トス　但一日内ニ於テ出入スル者モ各一日ヲ以テ計算スヘシ
明治三十五年三月十七日　司法大臣　男爵清浦奎吾
内務大臣　男爵内海忠勝

○勅令第六十八號　（三十五年三月廿七日）

警視廳官制中左ノ通改正ス
第四條中「三百六十二人」ヲ「二百九十九人」ニ改ム
附　則
本令明治三十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第六十九號　（三十五年三月廿七日）

北海道監獄官制中左ノ通改正ス
第六條　參事官二人、視學官一人、警視九人及典獄一人奏任トス
第七條　中「十二人」ヲ「十六人」ニ改ム
第八條　中「五百二十二人」ヲ「四百五十六人」ニ改ム
第九條　第二項中「百五人」ヲ「百四十七人」ニ改ム
第九條ノ二　中「及屬一人」ヲ削ル
附　則
本令ノ明治三十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第七十一號　（三十五年三月廿七日）

地方官官制中左ノ通改正ス
第四條　中「七千十八人」ヲ「五千六百六十三人」ニ改ム
附　則
本令ノ明治三十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第九十二號　（三十五年三月廿七日）

司法省官制中左ノ通改正ス
第八條　中「百三人」ヲ「八十五人」ニ改ム
第九條　中「六人」ヲ「五人」ニ改ム
附　則
本令ノ明治三十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第百三十一號　（三十五年三月廿九日）

集治監官假留官々制中左ノ通改正ス
第十一條　中「百六人」ヲ「百一人」ニ改ム
附　則
本令ノ明治三十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

叙任辭令

三月二十日
陞叙高等官六等　高知縣典獄從七位　石井光美

三月三十一日
敘正五位　　從五位勳四等　石澤　謹吾
敘正七位　　從七位　佐藤元次郎
敘正七位　　從七位　野口　謹造
敘正七位　　從七位勳六等　山崎　正
敘正七位　　從七位　宇田　德正
敘正八位　　三井　久勝
敘正八位　　江澤　精造
敘正八位　　渡邊　武直
敘正八位　　上田定次郎
四月四日
宮城集治監監獄事務官　小河滋二郎
栃木縣福島縣宮城縣岩手縣青森縣山形縣秋田縣へ出張を命ず
四月八日
京都府へ出張を命ず　監獄事務官　小河滋二郎
四月十一日
敘正六位　　從六位　小河滋二郎

地方通信

○香川縣通信

茶話會　二月十一日紀元節の佳辰を卜し高松市に於て監獄署員茶話會を開く、會する者五拾名、金子監務所長高安教務所長寺島二課長の講話あり、了て宴を開き餘興頃を解き夜十時散會

香川縣司法官婦人會　二月二十三日高松市に開く、會する者八十二名、幻燈講話數番毎月二十一日を以て定例會日とすと謂ふ

○高知縣通信

三月三十一日在監死亡者の爲め追吊法會を修行せらる、知事典獄僧侶等參席、典獄先づ在監囚の前に立つて追吊會施行の旨趣を訓示し次に知事の諭告あり、導師及衆僧燒香を爲し囚人總代の燒香、了て典獄祭文を朗讀す

寄書

○囚人看讀書籍の撰擇

（培玉縣監獄文武講習會報）

(一)新編書簡文例　全（和本）（不採用）

本書は中學師範學校全科及一般青年者の參考書たらしめん目的をもて撰著せるが政に文例の體單複簡繁一樣ならず單にして簡なるは少年者の爲にし複にして繁なるは青年者の爲にす云々と例言せる如く其用意の周到なるは頗ひ罕れなる好個の書簡文にはあれど囚人看讀信書用としては形容詞のあまりに多きのみならず高尚に過ぎたる憾あれば採らず

山田美妙著

(二)一致文例　第一編（小形洋本）（不採用）

御ことわりします敬具、取りあへず御挨拶に敬具、御序が御有りならば御立寄下さつても敬具など萬般の文例一に敬具をもて結尾とせしは故あることなんめりさはれど言文一致の事にしあれば何々致します、何々願ます、抔書きはなしたるがたまさりやすらん

吉川鴻嶺著

(三)言文一致女子書翰文　全（洋本）（不採用）

此の書は前の言文一致體には大ひにまされり文章と言語との調和なか〳〵によくものせりされど年始の文の新亮結尾を「右年始のお祝ひを申し上げるため手紙で失禮」又先はおうけまで失禮」「皆樣へよろしく」など書き放し失體を假名もてひつれい抔せしはいかにや

小野鷲堂編著

(四)女子消息ふみかきふ李　上下二冊（和本）（不採用）

書は今世に名高き鷲堂先生の手に成り、たゝなるといふまでもなし上卷は平易にして適當なれど下卷はあまりに巧みに過ぎてふさはず

下田歌子著

(五)女子書翰文　全（和洋折衷本）　採用

博文館發行　定價三十五錢

男子のものせし女子書翰文は何となう物たらぬ心地ぞする此の書はさすがに女子のものせられしだけにいとまめやかに注意のゆきとゞきて兎や角論ふべきふしなし始めに書翰文に就きての注意と題し文章の起原より詞の善惡、書式、用紙にいたるまでいとねんごろに說きあかし殊に頭に歷代女子消息文すなはち往昔女子が物したりし消息文の中、物語類より抄錄せし抔優美にして此上なくそ覺ゆるされど此の書は活字にて書體を學ぶに便りなきぞ憾めしき

大和田建樹編　小野鷲堂書

(六)增補明治女子書簡文　全（和本）　採用

博文館發行　定價四拾錢

此書の平易にして奇を好まざるところ却て喫ひ深し卷末に用語の類例を揭げたるなど殊に親切なるを覺ゆ又書體を習ふに適當なれば前の女子書翰文と相待ちて互に補なはゝ完きを得ん

小野鷲堂編著

(七)增訂小學手紙の文　全（和本）　採用

此の書最も平易簡單にして殊に未成年囚の看讀信書用として適當なれば撰みつ

○謹で小河先生に敬を請ふ

岐阜縣監獄署　柴田俊三

小河先生の監獄事業に熱心にして、多年一日を之に委れ斯道の改良發達に盡瘁せらるゝは、今更言を須ゐずして明なり。又獨り有益なる著書を公にし以て後進者の開發誘掖に勗められ其實に其勞や多しと謂ふべし。近日又先生が獄事談の著あり、殊に趣味津々として盡くることなく、讀み去り讀み來りて殆ど卷を掩ふを知らず、全篇有益の記事を以て滿され、余等後進者に取りては之が爲め得る所甚だ少からず、實に座右に缺くべからざるの寶典たり。然り而して余輩過の際、胸中解かんと欲して解くべからざる疑團の凝結するあり。是れ畢竟余が淺才想學の致す所なりと雖も、又永く余が胸中に秘めたらんには、遂に疑團を晴すの期なかるべし。先生寛恕、後進誘掖の恕に篤し、願くは余が蒙を啓みず之が解決を與へられんこと、是れ余が懇請に堪えざる所なり。

先生は獄事談『獄制論一班』の項に於て從來刑法の目的とする所は犯罪を懲すると一の事實にして、之を犯す者は平等一樣に普通の能力又理解力を有する一巳の完全なる者と看做し、此完全なる者が苟も犯罪の事實ある時に於ては、其犯罪の程度に因り平等に刑罰を適用するの主義なりしなり。即ち犯罪の事實を主眼とし犯罪人其者は客視せられたり、彼のデユスチース即ち司直の神の像が永く居る如く、右手に劍を持し左手に衡を把り眼に布巾を當て以て公平に斷ずることを形容せり、其布にて眼を覆ふは人を見れば愛憎偏頗の念其間に生じ、公平に事實を斷判する能はざるを恐れてなり。即ち犯罪の事實を主として人を問はざりしを知り得べし(中略)然るに近代此刑法をば人類學又は社會學に於て研究したる結果、實に從來の主義は全く其正鵠を誤りたるとなし、今日に至りては人間即ち犯罪者を刑法の目的物として犯罪なる事實をば客となすに至り、全く從前とは主客地位を顛倒することゝ爲りたり。故に若し今日彼のデユスチースの神像を造る者あらば、先づ其眼を注意し鏡の如く大にして且つ輝く一雙の燭眼を以てするならんと。此は明治廿六月帝國ホテル地方官官宴の席上に於ける演述と附記せられたるものなり。然るに同三十年十月廿九日國家學會雜會に於て述べられたる『刑事と民事との關係』の項に於ては現に今日行はれ居る刑法の如きも、其目的物たる所は犯罪なる一の事實にして、之を犯す者は其誰なるを問はず總て平等に普通の能力即ち是非辨別の理解力を有する一個の完全なる人間と看做し此完全なる人間が苟も犯罪行爲ありたる時、其犯罪の程度に依り平等に刑罰を適用するの主義と成り居れり、即ち犯罪の事實が主眼にして犯罪人なる人間は從と成り居るなしと以て前提となし永に前のデユスチースが愛憎偏頗の念を去て公平に判斷する能はざるを恐れ布を以て眼を掩ふの同一事實を繰返されり。是れ前項の近代に至り犯罪を爲したる其者は主として犯罪を客と爲すに至り、全く從前とは主客其地位を顛倒することゝなりとあるに對して屑矛する所なきか。此間多少意味の模稜なるものあるを免れず、而して之を先生が演述せられたる經過に徴するに僅々數月間の差あるのみ、而も前者は三十年六月にして後者は三十年十月に係る、既に一度學術上より認めて改定せられたる刑法の主義が再び犯罪を主眼とし犯罪の人間を客となすの陳說に復歸したるか。抑も歐州に於ては新學說目に全起し、輿論の喧法と認めて改定に着手したる事業も、其が實行を見るに先ち忽ち前說を見て以て不可なりとなし、最の着手せられたる事業なして全く徒勞に歸せしむる如きこと往々之ありと雖も、余は萬々斯の如き事實なきを信ずるものなり。余愚かに思ふに先生が述べられたる主客の地位顛倒云々は、或はある一派の論者が理想に止るのみにして未だ全く實行に至らざるなきやを。余が淺才短學を顧みず敢て先生が敎を請はんと欲するもの即ち是れにして、只余が胸中に蟠る疑團を氷解せんとするの止を得ざる緒肘に出るのみ、彼所謂下流にありて上者を論じ、人の非を責て以て自ら直ふするものに非らざるなり、先生願くは余が衷情のある所を察したまふあらんことを。

○慰勞金贈與之部

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	往名
滋賀地方部長	第三條第九號第五項	廿二年余	金四圓	元滋賀縣看守	中村群刀富氏
大分地方部長	仝	十六年余	金參圓	元大分縣看守	河野今朝吉氏
和歌山地方部長	仝	十年余	金參圓	元和歌山縣看守	增田楠藏氏
東京地方部長	仝	十九年餘	金四圓	元警視廳看守	大橋道次郎氏
仝	仝	十年餘	金參圓	仝	河村恒次郎氏
長野地方部長	仝	十四年餘	金參圓	元長野縣監獄署敎誨師	大山達聞氏
三池地方部長	仝	十一年餘	金參圓	元三池集治監看守	高松辰三郎氏
仝	仝	十一年餘	金參圓	仝	境喜十郎氏
大阪地方部長	仝	十年餘	金參圓	元大阪府看守	諏訪徹郎氏
仝	仝	十年餘	金參圓	仝	加藤政助氏
愛知地方部長	仝	十三年餘	金參圓	元愛知縣看守	中村重信氏
東京地方部長	仝	十一年餘	金參圓	元警視廳看守	清水義助氏
仝	仝	廿一年餘	金四圓	仝	原田庄之助氏
滋賀地方部長	仝	廿一年餘	金四圓	元滋賀縣看守	川口德三郎氏
靜岡地方部長	仝	十六年餘	金參圓	元靜岡縣看守	大橋貞宜氏
岩手地方部長	仝	廿一年餘	金四圓	元岩手縣看守	江釣子源吉氏
仝	仝	十七年餘	金參圓	仝	岩根義賀氏
仝	仝	十四年餘	金參圓	元岩手縣監獄	雁澤野福治氏

岩手地方部長　宮城地方部長　福岡地方部長　大分地方部長　岩手地方部長　大阪地方部長　第三條第九號第五項

| | | |

當會寃ノ書狀ハ凡テ東京市麹町區永樂町一丁目三番地監獄協會トシテ御差出相成度候也

監獄協會

四〇〇　藤村百馬
四〇〇　渡邊播太郎
福岡縣監獄署
七、〇〇〇　署員中
佐賀縣監獄署
一、五〇〇　佐藤元次郎
五〇〇　林清一郎
五〇〇　田中鐵之助
五〇〇　綾部一熊
五〇〇　野田俊郎
熊本縣監獄署
一、五〇〇　坪井直彦
五〇〇　吉田有三
五〇〇　志賀親雄
五〇〇　工藤一喜
宮崎縣監獄署
一、五〇〇　松山爲治
五〇〇　野村龜二郎
五〇〇　森宗八
五〇〇　長谷場圭介
鹿兒島縣監獄署
一、五〇〇　鈴木和介
五〇〇　平山宗弟
五〇〇　久木田藤平
五〇〇　小野晉曜
五〇〇　石井元亨
五〇〇　久保直一
五〇〇　坂元一郎
五〇〇　山口直助
（以下次號）

司法大臣清浦奎吾君著

明治法制史

再版

維新以來我か法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一躍以て今日の盛境に達したるものに非す其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非すと雖も既往三十年間の沿革を顧み更らに遡りて建國以來の歴史に鑑みるときは如何に我か固有の文化か能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起原沿革を歴敍し緒論に建國以來の法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にしたれは一讀の下能く現行法制の成立する以所を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せは又將來如何に我か法制の發達すへきかを推知するを得へし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に住る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるへく又近來法制歴史の一斑を普通教育の科目に新設すへしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし、殊に著者は本書出版より生する利益を擧て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、幣舗幸に刊行の衆を得たれは亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからさらしめんことを欲し弘く大方の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を賛成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるゝは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本　正價金　貳圓
●郵稅金　拾八錢
●並製　正價金壹圓五拾錢
●郵稅金　拾六錢
●警察學會々員諸君に限り一割引

發行所　東京神田區裏神保町七番地（電話本局一四三六）　書肆明法堂

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治三十五年四月二十日

發行人兼編輯人　磯村政貞
印刷人　磯村兌
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 4. April, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Association Topic :–

Critism of revised Criminal Code draught by Penological view. I.

Leading Articles : –

An Address of Kiyoura, minister of Justice.....
Of Aichi-jikeikai (The Aid of discharged prisoners Society)..
.....Attomey-general Touru Tōdou.
Abolishment of life imprisonment.....Innami.

Miscellaneous Notes: –

Prison reform.....Miss Hughes.
Prison statements.....Betsuten sei

Statistics:

Miscellaneous News:

Local News:

Letters to the Association:

Association Notes:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

（電話本局二千二百十六番）